

南海地震等の想定地域における  
災害に強い物流システムの構築について  
(とりまとめ)

平成24年 3月

南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した  
災害に強い物流システムの構築に関する協議会

## 《目 次》

(はじめに：協議会の設置趣旨)	1
<b>1. 東日本大震災における物資輸送に関する教訓</b>	<b>2</b>
1. 1 「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」 報告書で指摘された教訓の概要	2
1. 2 緊急輸送の活動項目別の東日本大震災等での教訓、問題点の整理	5
(1) 災害の発生時～活動体制の確立	5
(2) 緊急輸送ルート確保	5
(3) 広域物資拠点等の確保	6
(4) 緊急輸送計画	6
(5) 緊急輸送の実施	6
<b>2. 現行の地域防災計画等における物資輸送に関する課題</b>	<b>8</b>
2. 1 地域防災計画等の現状	8
(1) 「東南海・南海地震応急対策活動要領」及び「『東南海・南海地震応急対策活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画」における基本的な考え方、方針	8
(2) 各機関の緊急輸送の実施事項・手順について	10
2. 2 東日本大震災等の経験をふまえた現行の防災計画等の課題	27
(1) 災害の発生時～活動体制の確立	27
(2) 物資拠点等の確保	27
(3) 緊急輸送計画の作成	27
(4) 緊急輸送の実施	27
<b>3. 災害に強い物流システムの構築に向けて</b>	<b>29</b>
3. 1 支援物資物流に係るオペレーションの体制	29
(1) 基本的な考え方	29
(2) 各関係部署における役割分担について	31
(3) 体制確立までの流れ	33
(4) 情報の一元管理と共有	33
(5) 災害に強い物流システムを構築する流れ（まとめ）	35

3. 2	支援物資の輸送の実施（全体像の整理）	36
(1)	幹線輸送（発地から広域物資拠点等までの輸送）	36
(2)	広域物資拠点及び民間物資拠点	36
(3)	県内輸送（広域物資拠点から市町村各地（市町村物資拠点等）への輸送）	37
(4)	緊急輸送における役割分担（まとめ）	37
3. 3	支援物資輸送に必要な環境整備	38
(1)	広域物資拠点としての民間事業者の施設の活用	38
(2)	物流事業者の能力・ノウハウの活用	39
(3)	物資調達・配送様式の標準化	39
(4)	情報の共有化の仕組みの構築	39
(5)	義援物資における受託制限	39
<b>4.</b>	<b>その他</b>	<b>41</b>
4. 1	広域物資拠点及び民間物資拠点の運営に関する訓練の必要性	41
(1)	訓練の実施	41
(2)	訓練のねらい	41
(3)	訓練シナリオの概要	41
(4)	訓練の方法	41
4. 2	本とりまとめの防災計画等への反映について	42
(1)	官民の連携による災害物流システムを実現するための事前準備	42
(2)	各種要領、ならびに県の地域防災計画等に反映すること	42

## (はじめに：協議会の設置趣旨)

「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興本部決定）」において、類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が謳われたことを踏まえ、国土交通省では有識者からなるアドバイザリー会議を開催し、その中で『支援物資物流システムの基本的な考え方』のとりまとめを行った。

本協議会は、国土交通省が物流事業者を所管する立場から、東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の問題点及びアドバイザリー会議においてとりまとめられた『支援物資物流システムの基本的な考え方』を踏まえ、今後大規模災害の発生が想定される地域、具体的には南海地震の発生が想定される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスを構築するために設置するものである。

東日本大震災からの復興の基本方針  
(H23.7.29 東日本大震災復興対策本部)  
(抄)

### 3 実施する施策

国は、国家的な危機である東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえつつ、各府省一体となって、以下の施策を実施する。

(ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

### 5 復興施策

#### (3) 地域経済活動の再生

##### ⑨交通・物流、情報通信

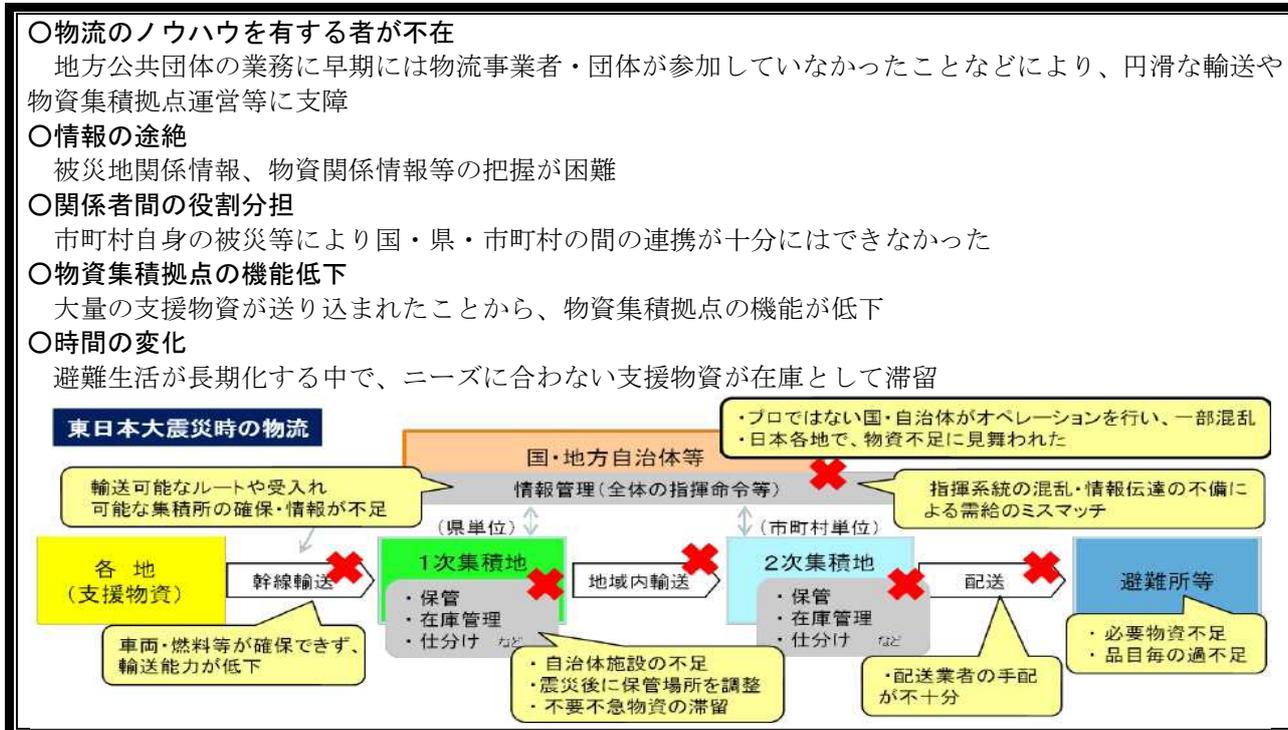
(ii) 以下により、災害に強い交通・物流網を構築する。

(へ) 類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築

# 1. 東日本大震災における物資輸送に関する教訓

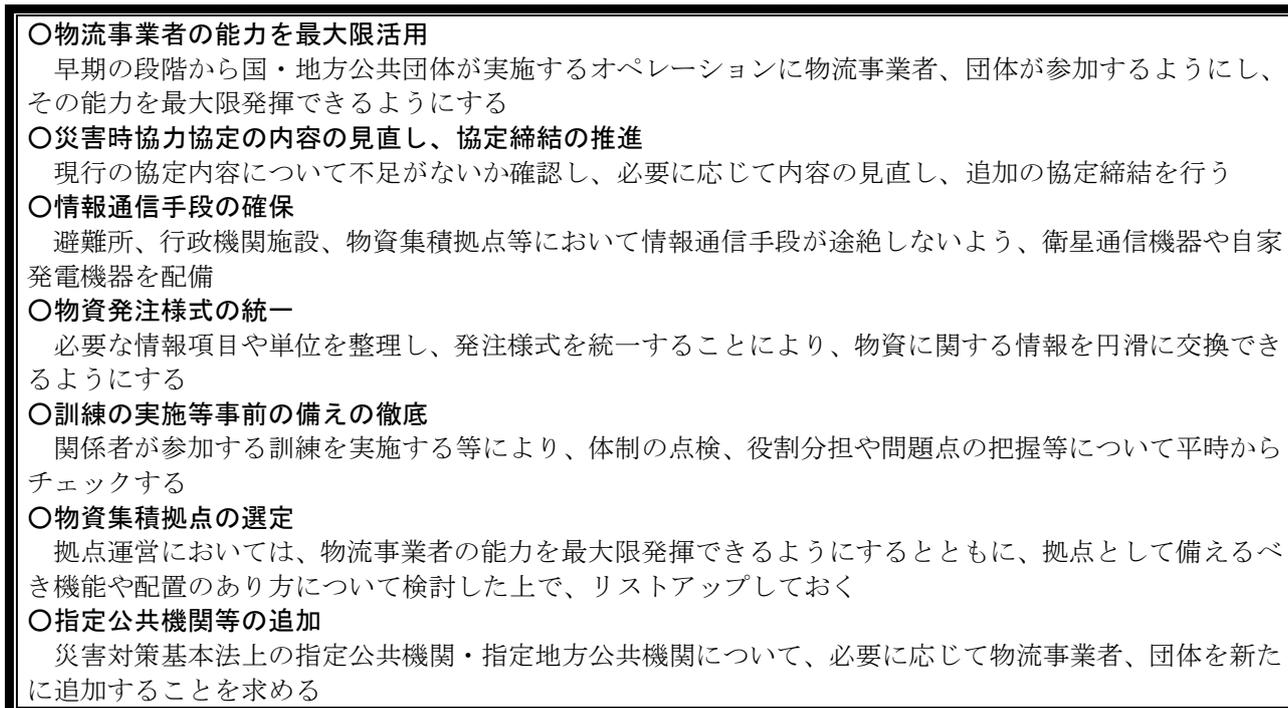
## 1.1 「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書で指摘された教訓の概要

「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書において、東日本大震災における支援物流における主な問題点として、次の点が指摘されている。



(出典) 「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書 概要

これらの問題点をふまえ、支援物資物流の主要改善策として、次の点を挙げている。



(出典) 「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書 概要

【参考】東日本大震災における四国からの支援物資輸送（アンケート調査結果）  
【調査概要（四国運輸局実施）】

1. 目的：震災後のトラック輸送量・支援物資の輸送状況及び問題点等の把握
2. 期間及び方法：23.4.1～23.4.25、四国運輸局から電話、メールにより照会
3. 対象事業者：四国内のトラック事業者10社18営業所

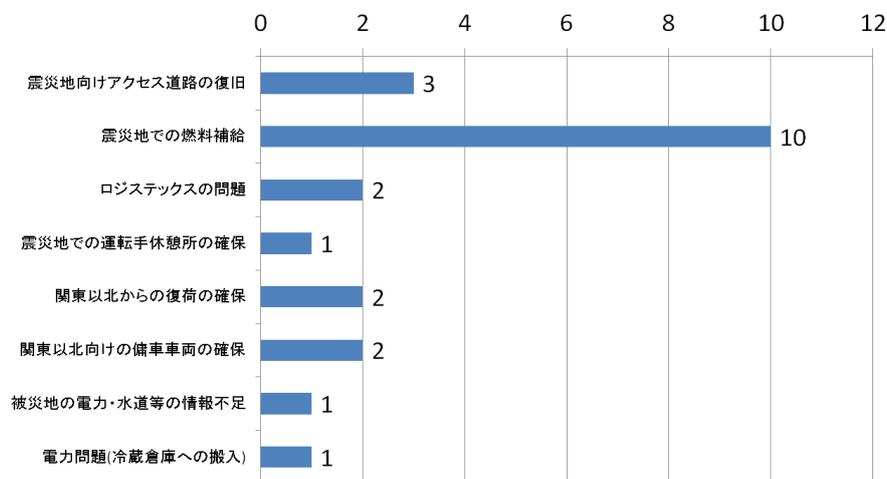
図表 1 東日本大震災後の四国からの支援物資(トラック)輸送状況

NO	県別	住所	主な輸送品目	保有車両数
1	徳島	徳島市	化学・食品	C
2	香川	高松市	日用品	C
3	香川	高松市	総合(特積み)	C
4	香川	高松市	青果物	B
5	香川	高松市	建築資材	C
6	香川	丸亀市	建築資材	B
7	香川	観音寺市	冷食	A
8	愛媛	松山市	総合(特積み)	C
9	愛媛	伊予郡	冷食・乳製品	C
10	高知	高知市	総合(特積み)	C

\* 保有車両数：A1～49台、B50～99台、C100台以上

図表 2 被災地向けの輸送における問題点(複数回答)

現状での問題点は、被災地での燃料補給が最も多く、そのほか、被災地向けのアクセス道路の復旧やロジステックス（支援物資の輸送・避難所への配送・物資の貯蔵）等が課題として挙げられている。



図表 3 課題及び行政への要望等

- ・ 支援物資を各自治体、各企業が直接に輸送するのではなく、各地方単位で集約拠点を作り、そこから船舶・航空を利用して大量混載輸送できる仕組みが必要。
- ・ 各企業単独で被災地へ直接輸送を行うと車両が一点集中し、物流が混乱する。
- ・ 支援物資車両については、別枠での燃料確保を。
- ・ 夏場に向けての関東以北の電力問題。（冷蔵倉庫への保管・運転手の休憩）
- ・ 行政として支援物資輸送依頼・輸送方法を日頃から計画する必要がある。 等

図表 4 【参考】過去の震災時における緊急輸送の教訓

地震名	教訓の概要
平成7年兵庫県南部地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発送時点で物資をコントロールし、輸送物流を円滑化することや、また、緊急物資の管理、輸配送手配を県、市との協力の下で一元化</li> <li>・ 被災地での渋滞によるロスを避けるため、緊急物資の受け入れ場所を被災地外にもおき、そこから配送することにより効率的な輸送が可能</li> <li>・ 荷物の整理や荷積み等は素人では非効率となるため、集積所内の物資コントロールは物流の専門業者に委託する</li> <li>・ 機動性のある小型トラックを活用する</li> <li>・ 耐震性、汎用性のあるフェリー埠頭の整備</li> </ul>
平成16年新潟県中越地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害等によるアクセス道路の不通により中山間地域が孤立</li> <li>・ 物流は、幹線物流よりも県内物流で混乱</li> <li>・ 緊急輸送にかかるマニュアル、協定等の整備が円滑な緊急輸送の実現のためには不可欠</li> <li>・ 物流専門家の派遣による配送が有効</li> </ul>

(出典)「災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保のための体制整備調査 (国土交通省四国運輸局 平成18年3月)」

## 1.2 緊急輸送の活動項目別の東日本大震災等での教訓、問題点の整理

『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書の内容もふまえながら、東日本大震災における緊急輸送に関する教訓や問題点について、緊急輸送の活動項目別に整理する。

### (1) 災害の発生時～活動体制の確立

#### ○情報共有の確保方策

東日本大震災では、被災地市町村の施設や職員自身も被災し、情報収集等の業務の著しい支障が生じた。また、避難所等に関する情報も入手できない状況でもあり、必要な支援物資に関する情報、物資の届け先に関する情報も極めて限られていた。

発災後の混乱や電話回線等の通信手段の途絶により、緊急輸送や支援物資に関する情報について、発災後数週間にわたり関係者間において共有ができなかった。

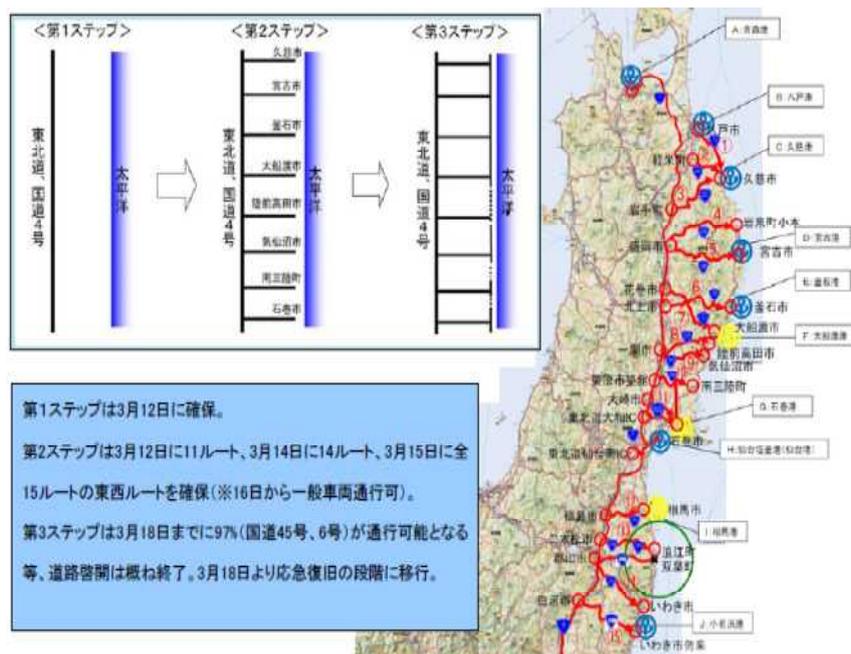
大規模な災害においても、行政機関、民間事業者等関係機関において情報を一元管理、共有するハード面の整備（通信手段の確保等）と共有する仕組みの構築が必要である。

### (2) 緊急輸送ルートの確保

#### ○大きな被災を受けるものの迅速な啓開・復旧活動を実施

東日本大震災では、津波により東北自動車道をはじめとする高速道路や幹線道路が利用できなくなったが、主要道路の啓開・復旧が迅速に行われ、「くしの歯」型の輸送ルートを確認するなど、支援物資輸送を含む物流に対して大きな効果があったと考えられる。緊急輸送路が破断されるとともに、一般車両も多数流入して緊急輸送ルートを迅速に確保できなかった阪神・淡路大震災の時と比べ、改善した対応策が講じられていると考えられる。

図表 5 東日本大震災における「くしの歯作戦」



（資料）「四国地震防災基本戦略（四国東南海・南海地震対策戦略会議）」

### (3) 広域物資拠点等の確保

#### ○広域物資拠点として活用できる公共施設の適切な整備

東日本大震災では、広域からの物資拠点として使用する予定であった公共施設が津波による被害を受けたり、ほかの用途（避難所や活動拠点等）に使用されたりして、物資拠点として活用できなかった。

また、当初想定していた拠点の中には大型トラックの出入りや仕分け作業がしづらいなどの問題があったところもあるなど、必ずしも大規模な災害の時に大量の物資が運び込まれることを十分に想定していない施設もあった。

このことから、広域物資拠点として活用を予定している公共施設について、規模以外の機能面について、広域物資拠点として適しているかどうかを点検するとともに、予定していた施設が使用できない場合の代替候補施設をリスト化しておくことが必要である。

#### ○民間施設の活用

東日本大震災において、宮城県では協定に基づき、宮城県倉庫協会の協力を得つつ、民間の営業倉庫を活用して支援物資のオペレーションを実施した。災害時において、民間の保有する倉庫やトラックターミナル等を円滑に活用できるよう、平常時から官民の連携体制構築や協定締結などを行っておくことが必要である。

また、民間施設を活用する際、多種多様な物資が民間施設に一極集中的に流入することで、効率的な輸送を妨げることに對する懸念の声もある。行政と民間が連携する際には、物資の種類ごとに物資拠点を複数特定するなどの工夫が必要である。

### (4) 緊急輸送計画

#### ○緊急輸送担当の一元化

東日本大震災において、物資供給・緊急輸送の担当が複数窓口に分散しており、緊急輸送の計画・実施の際の混乱の要因となった自治体があった。一自治体の中において緊急輸送の部門を組成し、一元化することが必要である。

### (5) 緊急輸送の実施

#### ○支援物資の受入れに関する問題

東日本大震災において、内容に関する情報のない支援物資が送付されたり、事前連絡のない大量の物資が送付されたり、国からの支援物資についても通信手段の途絶等により情報共有を十分に行えなかったりし、拠点における処理能力が大幅に低下した。

#### ○物資に関する情報伝達の仕組みの整備

初期段階では緊急物資に関する情報伝達がうまくいかず、配送手配の遅れとなった。非被災地、被災地における多数の関係者が円滑に情報をやり取りし共有化できるようにするため、災害時における情報伝達の様式やシステムを整備することが必要である。

また、発災後の時間経過により、被災地における支援物資のニーズは刻々と変化する。広域物資拠点における支援物資の滞留を最小限に留め効率的な物資輸送を行うため、被災地が必要とする物資ニーズをあらかじめ時系列で整理しておくとともに、実際に必要な物資に関する情報について、行政機関、民間事業者へ迅速かつ正確に届ける仕組みが必要である。

## ○広域物資拠点のオペレーションにおける物流事業者の参画

国や自治体においては、物資集積に関するオペレーションを担うためのノウハウが乏しい。緊急物資の輸送に関するオペレーションにおいて物流の専門家を活用する必要性は、東日本大震災のみならず、新潟県中越地震や阪神・淡路大震災でも指摘された問題点である。特に、新潟県中越地震では必要性が強く指摘され、これをふまえて、物流専門家の派遣に関する協定を締結する自治体が増え始めた。また、東日本大震災では、広域物資拠点の運営を物流事業者に委託することにより、円滑に運営されるようになった事例がある。

## 2. 現行の地域防災計画等における物資輸送に関する課題

### 2.1 地域防災計画等の現状

(1) 「東南海・南海地震応急対策活動要領」及び「『東南海・南海地震応急対策活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画」における基本的な考え方、方針

以下では、「東南海・南海地震応急対策活動要領（以下、「要領」）」及び「『東南海・南海地震応急対策活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画（以下、「活動計画」）」において定められている東南海・南海地震等が発生した場合の緊急輸送に係る部分を抜粋整理する。

東南海・南海地震等が発生した場合は、本要領及び活動計画に基づき、国、被災地方公共団体、非被災地方公共団体が、活動することが基本となる。

#### ① 緊急輸送に関する国の基本的な考え方

要領において、国は、次の基本方針に基づいて効果的な交通の確保・緊急輸送活動を行うものと定められている。

##### ■交通の確保

広域的な交通の確保を行うため、被害の状況、復旧優先度等を考慮して障害物除去、応急復旧、交通規制等を行う。

##### ■緊急輸送活動

大規模地震発生時には、短期間に大量の人員、傷病者及び物資を輸送する必要があることに加えて、限られた輸送手段を用いての効率的な輸送が要請されるので、緊急度、重要度を考慮した輸送活動を行う。

このため、国として特に調整を行うことが求められる「被災地域外から被災地域内へ搬送される物資」について緊急輸送ルート計画を別に定めておくものとする。

（「要領」 P18）

#### ② 交通の確保対策についての役割分担

交通の確保対策についての国の役割、地方公共団体の役割は、次の通り定められている。

##### ■国の役割

国は、被災地域外の地方支分部局からの応援派遣を含め、所管施設の応急復旧等を行うとともに、必要に応じて被災地方公共団体等が行う応急復旧等を支援する。なお、現地対策本部は強化地域内の活動の調整を行い、緊急災害対策本部は非被災都道府県からの応援に係る調整を行う。

##### 【現地対策本部及び緊急災害対策本部】

- 1) 緊急輸送ルート計画に基づく総合調整
- 2) 交通の確保に関する総合調整
- 3) 警察庁、防衛省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁（「輸送施設関係省庁」）に対する応急復旧等の依頼

##### ■被災地方公共団体の役割

所管施設の応急復旧等

（「要領」 P18）

### ③ 緊急輸送活動についての役割分担

緊急輸送活動交通の確保対策についての国の役割、地方公共団体の役割は、次の通り定められている。

#### ■国の役割

緊急災害対策本部は、原則として、非被災都道県からの輸送活動及び管轄外の関係都府県内の輸送活動の調整を行い、現地対策本部は管轄内県内の輸送活動の調整を行う。この場合、国の役割は、人員、物資等の広域輸送拠点までの輸送活動とする。

また、被災地方公共団体が、当該地方公共団体の区域内の緊急輸送活動を十分に実施できない場合は、必要に応じて、当該地方公共団体と連携をとりながら、当該活動を行う。

#### 【現地対策本部及び緊急災害対策本部】

##### 1) 緊急輸送計画の作成

2) 防衛省、国土交通省、海上保安庁、消防庁及び警察庁（「緊急輸送関係省庁」）に対する緊急輸送の依頼

#### 【国土交通省】

自動車運送事業者、海上運送事業者及び航空輸送事業者の団体等に対する緊急輸送の要請

#### ■被災地方公共団体の役割

- ・ 主として当該地方公共団体の区域内の輸送活動の実施

（「要領」 P22）

## (2) 各機関の緊急輸送の実施事項・手順について

以下では、「要領」及び「活動計画」に定められた緊急輸送計画の実現性について、中国・四国・九州運輸局防災業務計画、緊急輸送マニュアル及び各県地域防災計画、関係機関の災害におけるマニュアル等により、各機関の緊急輸送に係る実施事項・手順の概要を、災害発生時から緊急輸送実施時まで活動段階毎に整理するとともに、各計画間の違いなどを検証する。

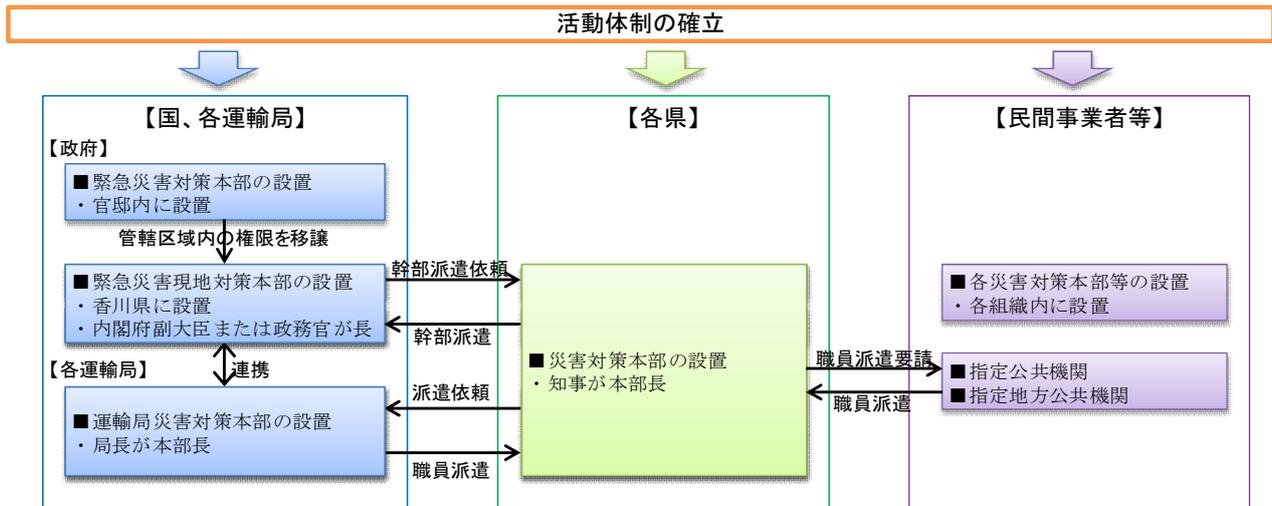
### ① 災害の発生時～活動体制の確立

#### 1) 全体像

中国・四国・九州運輸局、各県ともに予め定められた防災計画に従って、災害対策本部等を立ち上げ、職員の召集を行う。この際、関係機関と連携し、必要に応じて職員の派遣を行う。この段階における各県間の実施事項・手順の明確な違いはみられない。

この段階での民間事業者等と行政との関係は、各県災害対策本部長が必要と判断した場合、指定公共機関及び指定地方公共機関の所属職員の派遣を要請することとしている。

図表 6 災害時における主な関係機関の組織の概略



## 2) 国における体制

東南海・南海地震が発生した場合、国、関連機関の体制は下記のとおりである。

	体制の概要	根拠計画
政府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急災害対策本部を官邸内に設置</u>  <u>本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣</u>  <u>本部員は副本部長以外のすべての国務大臣、内閣危機管理監、副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者</u></li> <li>・ <u>緊急災害現地対策本部を愛知県、大阪府、香川県の3カ所に設置</u>（香川県の管轄区域は徳島県、香川県、愛媛県、高知県）  <u>本部長は原則として内閣府副大臣</u>  <u>本部員は本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員</u></li> </ul>	災害基本法 防災基本計画
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国土交通省に国土交通省緊急災害対策本部を設置</u>  <u>本部長は事務次官</u>  <u>副本部長は総合政策局長及び水管理・国土保全局長</u>  <u>本部員は官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房官庁営繕部長、国土政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局砂防部長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土地理院長、気象庁長官及び海上保安庁長官のうち、その都度本部長が指名する者</u></li> </ul>	国土交通省防災業務計画 国土交通省訓令第8号に準じて現組織名称に変更
中国運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中国運輸局災害対策本部を設置</u>  <u>本部長は局長、副本部長は次長</u>  <u>本部員は各部長及び総務部次長、広報対策官</u></li> </ul>	中国運輸局防災業務計画
四国運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>四国運輸局災害対策本部を設置</u>  <u>本部長は局長、副本部長は次長</u>  <u>本部員は各部長及び安全防災・危機管理調整官並びに広報対策官</u></li> </ul>	四国運輸局防災業務計画
九州運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>九州運輸局災害対策本部を設置</u>  <u>本部長は局長、副本部長は次長</u>  <u>本部員は各部長、総務部次長、安全防災・危機管理調整官、広報対策官及び本部長が指名する者</u></li> </ul>	九州運輸局防災業務計画

### 3) 各県における体制

#### ○災害対策本部体制

各県の災害対策本部の体制は下記の通りである。

県名	体制の概要
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部員の詳細不明
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部員は、警察本部長、教育長、病院事業管理者、企業局長、都市局長、土木局長、農林水産局長、商工労働局長、健康福祉局長、環境県民局長、企画振興局長、経営戦略審議官、総務局長、危機管理監、会計管理者、副知事
山口県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部員は総務部長、危機管理監、総合政策部長、東京事務所長、地域振興部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、国体・障害者スポーツ大会局長、会計管理局长、公営企業管理者、企業局長、教育長、教育次長、警察本部長
香川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部員は政策部長、総務部長、環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、農政水産部長、土木部長、防災局長、知事公室長、会計管理者、水道局長、病院事業管理者、教育長及び警察本部長
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は政策監、副知事、警察本部長 本部員は各部長、企業局長、病院局長、教育長
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部付は知事補佐官、公営企業管理者、教育長 本部員は各部長、出納局長、公営企業管理局长、警察本部長
高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部員は各部局長、出納長、警察本部長、教育長、理事
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事、警察本部長 本部員は知事部局の部局長、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長、危機管理監
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県災害対策本部を設置</li> </ul> 本部長は知事、副本部長は副知事 本部員は各部長、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長

※県の担当名は、災害対策本部設置時の名称ではなく平常時の名称を記入

(資料) 各県の地域防災計画等

○緊急輸送、物資調達を担当する部署

各県において緊急輸送、物資調達を担当する部署は以下の通りである。

県名	緊急輸送、物資調達担当
岡山県	危機管理課、産業労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部
広島県	健康福祉局、農林水産局、商工労働局、環境県民局
山口県	交通運輸対策室、厚政課、農業振興課、水産振興課、物品管理課
香川県	危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、道路課、港湾課
徳島県	南海地震防災課、地域経済課、とくしまブランド戦略課、水産課、港湾空港課、交通戦略課
愛媛県	交通対策課、県民生活課、消防防災安全課、危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、薬務衛生課、産業政策課、経営支援課、農産園芸課、港湾海岸課、道路建設課、道路維持課
高知県	危機管理課、地震・防災課、消防政策課、食品・衛生課、地域福祉政策課、運輸政策課、商工政策課、経営支援課、農業政策課、流通支援課、漁業管理課、港湾・海岸課、特命課
大分県	福祉保健部、商工労働部、農林水産部
宮崎県	福祉保健課、農政企画課、農産園芸課、衛生管理課、商工政策課

※県の担当名は、災害対策本部設置時の名称ではなく平常時の名称を記入  
(資料) 各県地域防災計画等

○高知県における生活物資対策班の構成課ならびに活動概要

部等	応急活動調整所	班	生活物資対策班	電話	088-823-9096	内線(9096)
<b>【災害対策本部規程】</b>						
・市町村からの生活物資(食料、飲料水、生活必需品等)の支援要請に対する総合調整に関すること						
<b>【班長】</b>	<b>【構成課室】</b>	<b>【役割等】</b>				
	危機管理課 地震・防災課 消防政策課	班内の役割		災害対策本部規程上の役割		
※	食品・衛生課	広域受援・災害対策本部事務局との連絡・調整担当		飲料水の供給の調整		
※	地域福祉政策課	○生活物資の市町村支援 ・市町村要請のとりまとめ ・支援物資の確保 ・備蓄物資の配布 ・輸送手段の確保 ・支援物資の市町村までの配送指示 ・広域物資拠点の運営  ※上記業務を、各課から参集した人員で行う		備蓄物資の配付、飲料水の調達、災害救助法の適用		
	運輸政策課			トラックの手配		
	商工政策課			生活必需品の調達(生協)		
	経営支援課			生活必需品の調達(小売・卸)		
※	農業政策課			食糧(米穀・乾パン)の調達		
	流通支援課			野菜・果実等の調達(園芸産)		
	漁業管理課			漁船による輸送の手配		
	港湾・海岸課	一般船舶による輸送の手配				
※	特命課					

## ○ 関係機関との連絡体制

各県が災害対策本部を設置した場合、各関係機関との連絡・調整を行うために、それぞれの体制をとることとなっている。その内容は、下記の通りである。

県名	各県災害対策本部と関係機関との連絡体制
岡山県	・知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関等の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
広島県	・知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の町に対し応急措置の実施を要請する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
山口県	・知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
香川県	・県は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
徳島県	・知事は、災害時において、他府県からの緊急消防援助隊等を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関との連絡体制、受け入れ体制の確保、相互応援協定の締結、あるいは事前協議等により協力体制を確立しておく 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
愛媛県	・知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認められる場合は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
高知県	・自らの対応能力では、対応できない場合には、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
大分県	・各部局は総務部人事課と協議を行い、指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請と派遣あっせんの要請を行う 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照
宮崎県	・知事は県内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する 指定公共機関、指定地方公共機関については、次ページ参照

(資料) 各県の地域防災計画

## ○各県の緊急輸送、物資調達を担当する部署、指定（地方）公共機関

この各県災害対策本部の中で、緊急輸送及び物資調達を担当する部署について、関係する指定公共機関、指定地方公共機関とあわせて整理する。

県名	緊急輸送 物資調達担当	指定公共機関	指定地方公共機関
岡山県	危機管理課、産業労働部、保健福祉部、農林水産部、土木部	西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	(社)岡山県トラック協会、岡山県貨物運送(株)
広島県	健康福祉局、農林水産局、商工労働部、環境県民局	西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	広島電鉄(株)、備北交通(株)、(株)中国バス、芸陽バス(株)、西鉄運輸(株)、山陽トラック(株)、福山通運(株)、たをの海運(株)、瀬戸内海汽船(株)
山口県	交通運輸対策室、厚政課、農林振興課、水産振興課、物品管理課	西日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	防長交通(株)、サンデン交通(株)
香川県	危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、道路課、港湾課	四国旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	高松琴平電気鉄道(株)、丸点通運(株)、関西汽船(株)、加藤汽船(株)、宇高国道フェリー(株)、国道フェリー(株)、香川県離島航路事業(協)
徳島県	南海地震防災課、地域経済課、とくしまブランド戦略課、水産課、港湾空港課、交通戦略課	四国旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	(社)徳島県バス協会、(社)徳島県トラック協会、徳島通運(株)、阿佐海岸鉄道(株)
愛媛県	交通対策課、県民生活課、消防防災安全課、危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、薬務衛生課、産業政策課、経営支援課、農産園芸課、港湾海岸課、道路建設課、道路維持課	四国旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	伊予鉄道(株)
高知県	危機管理課、地震・防災課、消防政策課、食品・衛生課、地域福祉政策課、運輸政策課、商工政策課、経営支援課、農業政策課、流通支援課、漁業管理課、港湾・海岸課、特命課	四国旅客鉄道(株) 日本通運(株)	土佐くろしお鉄道(株)、(社)高知県トラック協会、(社)高知県バス協会
大分県	福祉健康部、商工労働部、農林水産課	九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株)	大分交通(株)、大分バス(株)、日田バス(株)、亀の井バス(株)、(社)大分県トラック協会、(社)大分県バス協会
宮崎県	福祉保健課、農政企画課、農産園芸課、衛生管理課、商工政策課	九州旅客鉄道(株) 日本通運(株)	宮崎交通(株)、宮崎運輸(株)、センコー(株)、(社)宮崎県トラック協会、日豊汽船(株)

※県の担当名は、災害対策本部設置時の名称ではなく平常時の名称を記入  
(資料) 各県の地域防災計画等

## ② 緊急輸送ルートの確保

緊急輸送ルートについては、「要領」で下記のように定められており、緊急輸送ルート計画に基づき、現地対策本部が被災地方公共団体と調整を行った上で確保することとなっている。

### ■現地対策本部及び緊急災害対策本部の活動

緊急輸送ルート計画に基づき、また、発災後の被災状況等を踏まえ、効果的に行われるよう、管轄内県内の部分は現地対策本部において調整を行った上で総合調整を行うことを原則とする。

さらに、被災地方公共団体が、当該地方公共団体内の緊急輸送ルートの確保を十分に出来ない場合には、必要に応じて、当該地方公共団体と連携をとりながら、必要な輸送施設について調整を行い、交通の確保を行う。

また、避難者の動向、負傷者等の発生、緊急輸送活動の状況等の応急対策活動全般を考慮して必要と認められる場合には、緊急輸送活動のために優先的に機能確保すべき輸送施設（道路、港湾、飛行場等）について調整を行う。

（「要領」P19）

緊急輸送ルート計画は、「活動計画」内に定められている。

<b>緊急輸送ルートの路線及び区間</b>	高速自動車道路、自動車専用道路、一般国道、県道、市道別に非被災地域から被災地域までのルートが設定されている
<b>物資の緊急輸送活動</b>	輸送内容（調理不要食品、食料以外等）別に、物資供給都道県と輸送先、調整主体が設定されている

（「活動計画」P77～P83、P85～P99）

県において緊急輸送ルートの確保に対する計画は、下記の通りである。

<b>岡山県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との協議の上、予め緊急輸送道路を選定</li> <li>第1次緊急輸送道路として、県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡する道路を選定</li> </ul>
<b>広島県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路を緊急通行車両の緊急交通路として指定</li> </ul>
<b>山口県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設として予め指定</li> </ul>
<b>徳島県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助や生活物資の緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定</li> <li>第1次輸送確保線として、主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路「20路線」を設定</li> </ul>
<b>香川県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路を指定</li> <li>第1次輸送確保路線として広域的な輸送に必要な主要幹線道路「34路線」を設定</li> </ul>
<b>愛媛県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者は、緊急輸送ルートを選定</li> </ul>
<b>高知県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な応急対策を実施することを想定し、予めルートを選定</li> </ul>
<b>大分県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予め地震等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路として緊急交通路を選定</li> </ul>
<b>宮崎県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、予め緊急輸送道路を選定</li> <li>第1次緊急輸送道路として、主な都市間を結ぶ主要道路と関係機関を結ぶ主要道路を選定</li> </ul>

### ③ 輸送手段の確保方法

発災後の緊急輸送活動を実施するための輸送手段の確保については、「要領」で下記のように定められている。各輸送手段とも、国土交通省は関係事業者等に対して緊急輸送の要請を行い、防衛省、海上保安庁は各自が保有する輸送手段を用いた活動、消防庁は消防機関に対して要請を行うこととなっている。

#### 1) 航空輸送

<b>防衛省 海上保安庁</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、自ら保有する航空機を用いて緊急輸送活動を行う
<b>国土交通省</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、 <u>航空運送事業者等に対して緊急輸送の要請</u> を行う
<b>消防庁</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、 <u>消防機関に対して緊急輸送の要請</u> を行う

(「要領」 P24)

#### 2) 道路輸送

<b>防衛省</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する車両を用いて緊急輸送活動を実施する
<b>国土交通省</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、 <u>自動車運送事業者等に対して緊急輸送の要請</u> を行う
<b>消防庁</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、 <u>消防機関に対して緊急輸送の要請</u> を行う

(「要領」 P24)

#### 3) 海上輸送

<b>防衛省 海上保安庁</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する
<b>国土交通省</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、 <u>海上運送事業者等に対して緊急輸送の要請</u> を行う
<b>消防庁</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部からの依頼を受け、 <u>消防機関に対して緊急輸送の要請</u> を行う

(「要領」 P24)

#### 4) 鉄道輸送

<b>国土交通省</b>	現地対策本部又は緊急災害対策本部の依頼を受け、 <u>鉄道事業者に対して緊急輸送の要請</u> を行う
--------------	---

(「要領」 P24)

各県においては、保有する公用車等を活用するとともに、民間事業者と締結している協定等に基づき輸送手段を確保することとしている。特に公用車以外の陸上輸送手段については、下記の通りとなっており、現地対策本部又は各運輸局との連携方法に違いが見られる。

大規模災害時には、事業者も被災することから、自県内のトラック協会や事業者だけでは、車両や要員を確保することが困難になると考えられる。

このような場合は、運輸局経由で広域からの派遣要請をしたり、事業者の内部で被災地外から確保したりすることが必要となる。

<b>岡山県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県トラック協会に協力を要請する</li> <li>・中国運輸局への要請は記述されていない</li> </ul>
<b>広島県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国運輸局長と協議を行い、従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する</li> <li>・県からの要請に基づき、中国運輸局は車両、船舶等の斡旋を行う</li> </ul>
<b>山口県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定公共機関、指定地方公共機関、民間事業者等に協力を要請する</li> <li>・中国運輸局、九州運輸局に対し、輸送力確保の斡旋を要請する</li> </ul>
<b>香川県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県トラック協会、香川県バス協会等へ協力を要請する</li> <li>・必要に応じ又は県等からの要請に基づき、四国運輸局が関係事業者へ協力要請を行う</li> </ul>
<b>徳島県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国運輸局徳島運輸支局を通じてバス事業者、タクシー事業者、貨物事業者等へ協力を要請する</li> </ul>
<b>愛媛県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定に基づき、愛媛県トラック協会及び愛媛県レンタカー協会から必要な貨物自動車等の供給を受ける</li> <li>・自衛隊、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て調達、斡旋要請を行う</li> </ul>
<b>高知県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定に基づき、高知県トラック協会が緊急物資輸送を行う</li> <li>・四国運輸局高知運輸支局を通じて運輸業者所有の車両を活用する</li> </ul>
<b>大分県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州運輸局大分運輸支局に対して車両確保の斡旋を要請する</li> <li>・指定公共機関、指定地方公共機関に輸送業務の協力を要請する</li> </ul>
<b>宮崎県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・九州運輸局宮崎運輸支局へ車両確保を要請する</li> <li>・県からの要請に基づき、九州運輸局宮崎運輸支局が関係協会及び管轄市域事業者等に協力を要請する</li> </ul>

#### ④ 輸送拠点等の確保

発災後の輸送拠点の確保については、「要領」で下記のように定められている。

「要領」及び「活動計画」で定められた広域輸送拠点（広域物資拠点）を確保するのは、関係都府県となっている。また、広域輸送拠点における緊急物資の引渡し方法についても計画されている。

「活動計画」においては、調達する物資の種類と量をあらかじめ広域物資拠点ごとに定めている。また、広域輸送拠点（広域物資拠点）から避難所等への輸送は被災地方公共団体が実施することとされている。

##### ■ 広域輸送拠点の確保体制

関係都府県は、以下に定めるところにより、別に定める計画による広域輸送拠点の確保を行う。

- ・ 発災後、広域輸送拠点の被害状況について調査する。
- ・ 被害状況を勘案の上、人員、資機材を派遣する等して広域輸送拠点を速やかに開設する
- ・ 通信機器等の輸送拠点に不可欠な機材については、あらかじめ当該候補地に備蓄しておくよう努める。
- ・ 緊急輸送に当たる車両、船舶、航空機等が円滑に運行できるように、避難者の誘導、交通整理、ヘリコプターの離着陸場の安全確保等を行う。
- ・ 広域輸送拠点周辺の道路等の被害状況により、当該広域輸送拠点の利用が困難な場合は、関係都府県は輸送施設関係省庁等関係機関と連携をとりつつ速やかに代替の広域輸送拠点について検討し、開設準備を行う。

##### ■ 緊急物資等の引渡し方法

緊急輸送計画に基づき輸送される物資の管理簿を広域輸送拠点に設置し、輸送した物資の内容・量等について記載した上で、物資を引き渡すものとする。

（「要領」 P22）

##### ■ 広域物資拠点

非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点。

広域物資拠点から避難所等への輸送については、被災地方公共団体が実施する。

被害想定に示された被害の規模に応じて、調達する物資の種類と量をあらかじめ広域物資拠点ごとに配分している。

（「活動計画」 P29）

広域物資拠点は、「活動計画」内において、今回の対象地域内に合計23箇所が定められており、各県における広域物資拠点は下記の通りである。

また、これらの広域物資拠点の概要及び「活動計画」において計画されている内容は、別紙1、別紙2のとおりである。広域物資拠点のうち、半数以上は、地域外からの応援部隊の活動拠点としても位置づけられている。

<b>岡山県</b>	3箇所	岡山操車場跡地公園(仮称)、吉永海洋センター総合グラウンド、倉敷スポーツ公園
<b>広島県</b>	1箇所	広島県防災拠点施設
<b>山口県</b>	1箇所	柳井市民球場
<b>香川県</b>	2箇所	香東川公園成合運動場、国営讃岐まんのう公園
<b>徳島県</b>	5箇所	蔵本公園、鳴門競艇場、吉野川市鴨島運動場、阿南中学校グラウンド、川上農村広場
<b>愛媛県</b>	3箇所	愛媛県総合運動公園、山根公園、西予市宇和運動公園陸上競技場
<b>高知県</b>	5箇所	高知市総合運動場、室戸広域公園、高知青少年の家、県立窪川高等学校、四万十市安並運動公園
<b>大分県</b>	1箇所	総合運動公園
<b>宮崎県</b>	2箇所	生目の柱運動公園はんぴドーム、北川町総合運動公園

(「活動計画」 P67～P68)

各県における輸送拠点に関する計画内の位置付けは下記の通りである。「要領」で位置づけた広域輸送拠点に限らず、輸送拠点をあらかじめ設定すると定めるものとしても、現時点では具体的な拠点を特定していない県が多い。

<b>岡山県</b>	・物資の受入候補地を予め設定し、震災の状況に応じて県が指定する
<b>広島県</b>	・輸送拠点に関する記述なし、リストなし
<b>山口県</b>	・県は、他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として広域輸送拠点（14箇所）を定める ・広域輸送拠点はいずれも行政管理施設である
<b>香川県</b>	・県は、他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、配送を行うための拠点施設を指定しておくこととなっており、「要領」に定められた広域物資拠点を基本として、災害発生後の被災状況に応じ適切な物資拠点を選定・設置する。
<b>徳島県</b>	・地域防災計画内には記述なし、リストなし ・「国の応援計画」に定められた広域物資拠点を含めて、県物資集積拠点（9箇所）を予め設ける（「徳島県広域防災活動計画」内に記載）
<b>愛媛県</b>	・地域防災計画内には記述なし、リストなし ・「要領」に定められた広域物資拠点を基本と位置付け、災害発生後に具体的な物資拠点を選定・設置する
<b>高知県</b>	・緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、拠点を設定しておくものとなっているが、現時点では設定していない
<b>大分県</b>	・輸送拠点に関する記述なし、リストなし
<b>宮崎県</b>	・県は物流拠点（32箇所）を選定する

## ⑤ 緊急輸送計画の作成

発災後の緊急輸送活動を実施するための緊急輸送計画については、「要領」で下記のように定められており、被災地域内については現地対策本部が、被災地外からの計画は緊急災害対策本部が策定することになっている。

### ■緊急輸送計画の作成

現地対策本部は、緊急輸送ルートの確保状況、輸送手段の使用可能性等を考慮し、緊急輸送関係省庁と協力の上、緊急輸送する人員、傷病者の数又は物資の品目及び数量、輸送の出発地及び目的地、利用する輸送手段等を組合せた緊急輸送計画を作成する。管轄内県以外の関係機関と県から緊急災害対策本部に上記の要請があった場合には、緊急災害対策本部は同様に緊急輸送計画を作成する。なお、非被災都道府県からの輸送に係る緊急輸送計画は、緊急災害対策本部が作成する。緊急輸送計画は、事態の推移に応じて随時作成することとする。

（「要領」P23）

災害発生後の状況に応じた県における緊急輸送計画の策定については、下記のような状況であり、地域防災計画の記載だけでみると、県内における緊急輸送活動の運用については、だれがどのような計画を策定するのかが明確には示されていない状況である。

岡山県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
広島県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
山口県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
香川県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
徳島県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
愛媛県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
高知県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
大分県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。
宮崎県	・緊急輸送計画等の策定については記述されていない。

## ⑥ 緊急輸送の段階別対応

発災後の緊急輸送の実施にあたっては、「要領」で下記のような優先順位と発災後の時系列に応じた段階的な実施が定められている。

### ■輸送の優先順位

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に留意して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

### ■輸送対象の想定

#### ア 第1段階（被災直後～2日）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等の輸送
- (エ) 後方医療機関へ搬送する傷病者等の搬送
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資の輸送

#### イ 第2段階（3日～1週間）

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資の輸送
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資の輸送

#### ウ 第3段階（発災後1週間目以降）

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資の輸送
- (ウ) 生活必需品の輸送

（「要領」P26）

各県の地域防災計画においても、時間設定に若干の違いはあるが、おおむね同様の段階的な緊急輸送の実施が計画されている。

## ⑦ 輸送に関する協定締結の現状

既に記述したものもあるが、各県で締結している民間企業との主な協定締結状況は、下記の通りである。

ほとんどが、緊急輸送手段に関する協定であり、輸送拠点等の運用に関する協定は締結されていない。

県	協定名	協定先
岡山県	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	岡山県トラック協会
広島県	災害応急対策に必要な緊急輸送車両の確保等に関する協定	広島県トラック協会
	災害時における物資の保管等に関する協定書	広島県倉庫協会
	災害時における物資の保管等に関する協定書	広島県冷蔵倉庫協会
山口県	災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送等に関する協定書	山口県トラック協会
香川県	災害時における緊急通行車両の円滑な通行の確保に関する協定	日本自動車連盟四国本部 香川支部
	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	香川県レッカー協同組合
	災害時における物資等の輸送に関する協定書	香川県トラック協会
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	香川県石油商業組合
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)四国支社
徳島県	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定	南海フェリー株式会社
	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定	オーシャントランス株式会社
	緊急救援輸送等に関する協定書	徳島県トラック協会
	大規模災害時における自動車等の燃料供給に関する協定	徳島県石油商業組合
愛媛県	災害時における物資等の輸送に関する協定	愛媛県トラック協会
	災害時における自動車等の提供に関する協定	愛媛県レンタカー協会
	災害時の船舶による輸送等に関する協定（物資）	愛媛内航海運組合連合会
	災害時の船舶による輸送等に関する協定（人員等）	愛媛県旅客船協会
	災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定書	石崎汽船株式会社
高知県	災害時における救急物資等輸送力の確保に関する協定書	高知県トラック協会
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	高知県石油業協同組合
	災害時における緊急輸送等に関する協定	高知県ハイヤー・タクシー協議会
	災害時における応急活動の協力に関する協定	日本貨物鉄道（株）
大分県	緊急・救援輸送に関する協定書	大分県トラック協会
宮崎県	災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定	宮崎県トラック協会

これらのうち、陸上輸送に関する協定の概要は下記の通りである。

いずれの協定にも、緊急輸送の実施に必要な車両及び人員を要請する部分は協定に定められている。また、物流専門家の派遣要請について、協定に盛り込んでいる県もある。なお、物流専門家の派遣先については、協定には明記されていないが、各県の災害対策本部や各県の広域物資（輸送）拠点への派遣と想定される。

	関係協定名	協定概要		
		緊急輸送	物資の保管	専門家の派遣
岡山県	◎災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定書（岡山県トラック協会）	物資の緊急・救援輸送等の要請		緊急・救援輸送等に関する助言が必要な場合、物流専門家の派遣を要請
広島県	◎災害応急対策に必要な緊急輸送車両の確保等に関する協定（広島県トラック協会）	必要な資機材等の緊急輸送に必要なトラック等の提供を要請		救援物資の輸送等を支援する物流専門家の派遣を要請
	◎災害時における物資の保管等に関する協定書（広島県倉庫協会）		物資の保管を要請	物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請
	◎災害時における物資の保管等に関する協定書（広島県冷蔵倉庫協会）		物資の保管を要請	物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請
山口県	◎災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書（山口県トラック協会）	会員事業者が保有するトラック等の車両と緊急輸送の要請		物資の輸送管理等に関して、緊急・救援輸送等に助言を行う物流専門家の派遣を要請
香川県	◎災害時における物資等の輸送に関する協定書（香川県トラック協会）	緊急輸送に必要な貨物自動車、運転手等の派遣を要請		—
徳島県	◎緊急救援輸送等に関する協定書（徳島県トラック協会）	緊急輸送の実施に必要な車両と人員を要請		緊急輸送等に関する助言が必要な場合、物流専門家の派遣を要請
愛媛県	◎災害時における物資等の輸送に関する協定（愛媛県トラック協会）	救援物資の輸送等の要請		物流専門家の派遣を要請
高知県	◎災害時における救急物資等輸送力の確保に関する協定書（高知県トラック協会） ◎災害時における緊急輸送等に関する協定（高知県ハイヤー・タクシー協議会）	事業用貨物自動車による緊急物資輸送を要請（トラ協）		—
大分県	◎緊急・救援輸送に関する協定書（大分県トラック協会）	緊急輸送の実施に必要な車両と人員を要請		緊急輸送等に関する助言が必要な場合、物流専門家の派遣を要請
宮崎県	◎災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定（宮崎県トラック協会）	物資等の緊急輸送を要請		—

※緊急輸送、物資の保管、専門家の派遣が明記されていない（「その他」等）場合は「—」としている

### ⑧ 緊急輸送の現状のまとめ

これまでの確認結果を踏まえると、防災計画等にみる広域物資拠点を中心とした緊急輸送の現状と問題点は下記の通りである。

	各地	広域輸送	広域物資拠点	県内輸送
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地から輸送内容、輸送先を計画(済み)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域輸送ルートを設定</li> <li>被災地への緊急輸送は緊急災害対策本部が計画、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県が広域物資拠点を確保</li> <li>現地災害対策本部が緊急輸送計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県で緊急輸送ルート等を設定</li> <li>各県は協定に基づき、輸送手段を調達</li> </ul>
問題点	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料不足、車両不足に対する対策が計画されていない</li> <li>緊急輸送計画の策定のノウハウがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域物資拠点が各県の地域防災計画で位置づけられていないところが多い</li> <li>広域物資拠点の運営方法について定められていない</li> <li>物資の受入れ、仕分等のオペレーションのノウハウがない</li> <li>一部の県の協定にある物流専門家の派遣先が明記されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送手段の要請ルートが県により異なる</li> <li>県内の緊急輸送実施計画を定めることが明記されていない</li> </ul>

## 2.2 東日本大震災等の経験をふまえた現行の防災計画等の課題

防災計画等に定められた緊急輸送や物資拠点の運営の現状と、東日本大震災等における教訓をふまえ、現在の中国、四国、九州における緊急輸送の問題点・課題について、緊急輸送の活動項目別に整理する。

### (1) 災害の発生時～活動体制の確立

国、中国・四国・九州運輸局、県の防災計画等において、緊急輸送活動に関する体制が明示されている。しかし、平常時業務として、緊急物資輸送に係る業務を行っている部署は少ない。また、東日本大震災では一自治体の中で複数部署が緊急輸送を担当することになっていたために、担当があいまいになった事例がある。中国・四国・九州の9県の中には、この事例と同様に複数の部署が担当しているところがあり、大規模災害時に同様の混乱が生じる可能性がある。事前に担当部署を一元化しておくことが必要である。

### (2) 物資拠点等の確保

「要領」及び「活動計画」で定められた広域物資（輸送）拠点を確保（開設）するのは県と定められているが、現時点で各県の地域防災計画にこれらの拠点が明示されている事例は少ない。また、「要領」及び「活動計画」で定められた広域物資（輸送）拠点の機能の現状を見ると、屋根のある施設がない、大型トラックが出入りするためのスペースが十分に確保されていない、ほかの災害対策活動機能の拠点と重複しているなどもあり、物資拠点として十分に活用できない可能性がある。さらに、これらの広域物資（輸送）拠点に限らず、各県の地域防災計画内で具体的な拠点を特定していないため、施設管理者が自らの施設が広域物資拠点と位置づけられていることを認識していない現実もある。

東日本大震災では、あらかじめ設定していた拠点施設が機能面で適さなかったことから、民間事業者が保有している施設を活用した事例もあり、既に拠点施設として設定されている施設に対しては機能面の照査と、民間施設についても、災害時の広域物資拠点として活用できる体制を構築しておくことが必要である。

### (3) 緊急輸送計画の作成

東日本大震災では、物資供給・緊急輸送の担当が複数窓口に分散しており、緊急輸送の計画・実施の際に混乱した自治体があった。各県の地域防災計画においても、担当部署が複数設定されているが、各県全体の物資配送・輸送計画について、どの部署がどのような計画を策定するのかが明確には示されていない。各県の災害対策本部において緊急輸送の担当を一元化するだけでなく、発災後速やかに、物流に関する専門知識を持った人間が災害対策本部に参画できるような体制を構築することが必要である。

### (4) 緊急輸送の実施

緊急輸送については、時系列に伴って変化する需要に応じた輸送を実施することが、国及び各県とも要領ならびに地域防災計画等に明確に示されている。

しかし、東日本大震災でも明らかになったように、大規模な災害が発生した場合、多量の物資を受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送等を迅速に行う必要があるが、物

資輸送の要となるこの部分について、明確に計画されていないため、物流が滞留する恐れがある。このような緊急輸送の実施に関わる部分を明確にすることが必要である。

### 3. 災害に強い物流システムの構築に向けて

前述の教訓や課題を踏まえ、南海地震等の想定地域における災害に強い物流システムの構築に向けて、関係者が今後取り組むべき事項を以下のとおり整理し、関係者はこれを参考にシステムの構築に努めるものとする。

#### 3.1 支援物資物流に係るオペレーションの体制

##### (1) 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合における支援物資物流の活動の中心は、各県災害対策本部と広域物資拠点・民間物資拠点となる。その主な役割は次のとおりである。

組織（場所）	支援物資物流に関する主な役割
県災害対策本部 （県庁）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広域物資拠点の開設、民間物資拠点の開設依頼</li><li>・ 県内の道路、港湾の被害情報を収集・整理し、緊急輸送ルートマップを作成</li><li>・ 県内の物資需要の把握・整理・調達（国や他の都道府県への要請等）</li><li>・ 広域から配送される物資に関する情報の収集・整理</li><li>・ 物資輸送に必要な輸送手段の調達・調整</li><li>・ 県内の物資配分・輸送計画の策定</li><li>・ 上記を実施するための物資に関する情報、緊急輸送に関する情報の一元管理</li></ul>
広域物資拠点 民間物資拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広域からの物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送</li><li>・ 物資配分・輸送計画に基づく、県内各地に配送する物資の仕分け、積み込み、配送実施</li></ul>
運輸局・支局	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間物資拠点に係る被害状況の情報収集、ならびに県災害対策本部（政府現地対策本部含む）への施設情報の提供</li><li>・ 管轄内における事業者間調整、ならびに応援要請</li></ul>

上記の体制を早期に確立するために、東日本大震災の教訓をふまえ、早期の段階から県が実施するオペレーションに各県トラック協会等から派遣された物流専門家が参加するようにし、民間のノウハウを最大限発揮できるようにする。

また、大規模・広域の災害発生時において、被災地自治体だけでオペレーションの体制整備ができないことも想定されることから、国や被災が比較的少ない周辺の自治体による広域的バックアップ体制を構築し、発災直後からその支援業務を円滑に実施することを可能とすることも検討する。

##### 【用語の解説】

##### 『オペレーション』

（機械等の）操作、運転。本提言書では、支援物資物流の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送までを広義的に捉えた意味として取り扱う。

##### 『広域物資拠点』

「活動計画」(P29)にて示される非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点の内、公的施設を指す。

### 『民間物資拠点』

「活動計画」(P29)にて示される非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点として、民間の事業者が所有するトラックターミナルや倉庫を活用するものを指す。

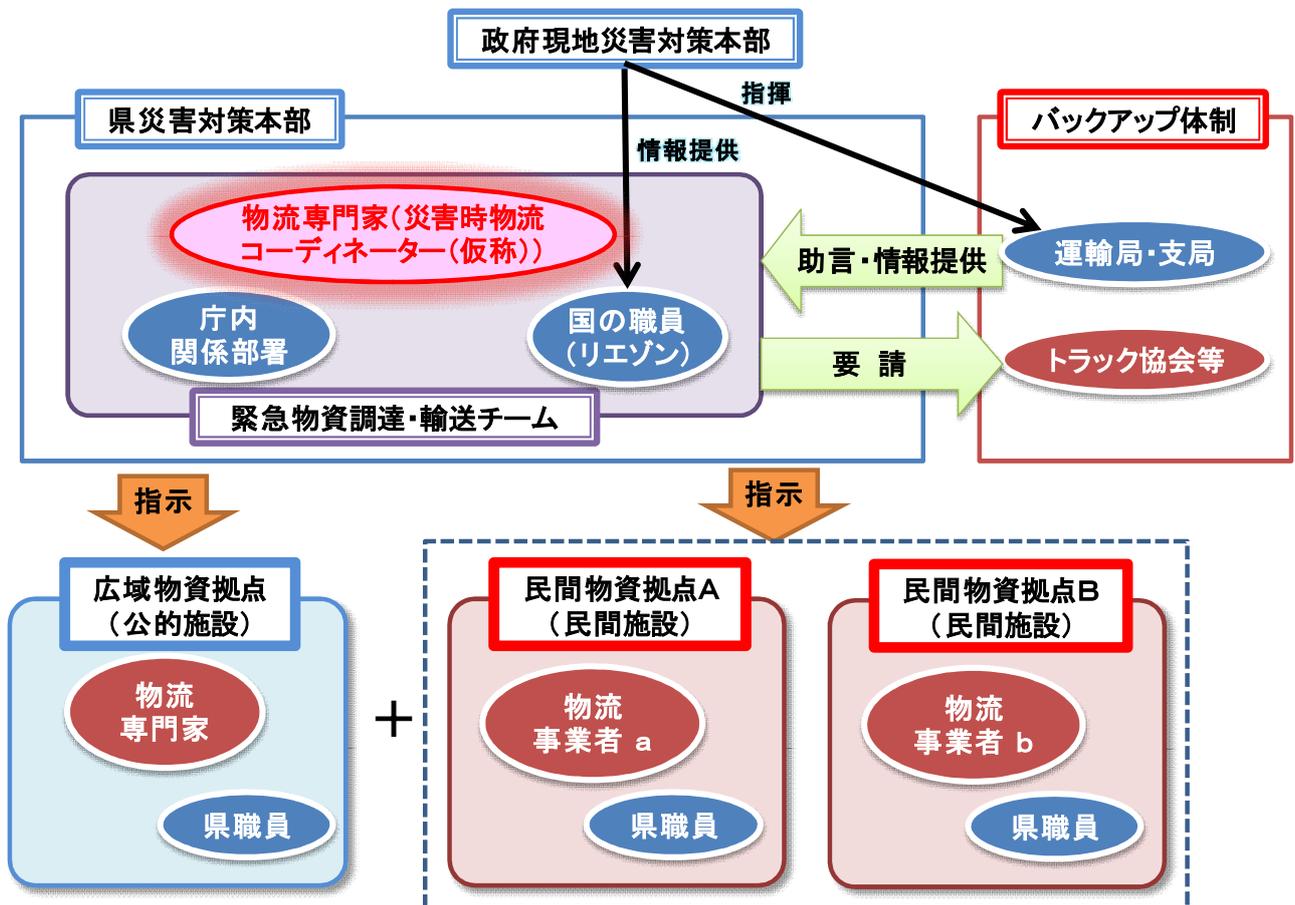
### 『支援物資』

本とりまとめにおける「支援物資」とは、広域（地方公共団体、企業等）から被災地に送られる食料、飲料水、生活必需品等の物資等を指す。血液・医薬品、石油類等危険物は含まない。

### 『物資配分・輸送計画』

避難所等の各地域の物資ニーズをふまえながら、県が調達した物資及び広域から届けられた支援物資を、拠点別、品目別、輸送手段別の輸送量と各地域の孤立状況、避難者の状況などから輸送の優先順位を定めたもの。

図表 7 県災害対策本部ならびに広域物資拠点の体制



※県内で広域物資拠点ならびに民間物資拠点が不足すると想定される場合は、上図の「県災害対策本部」が「地方運輸局・支局」等に要請して、県外での広域物資拠点を確保する。

## (2)各関係部署における役割分担について

各県の県災害対策本部における支援物資輸送を担当する者としては、県庁内の関係部署、国との連絡職員、民間の物流専門家の3者となる。以下、本とりまとめにおいて、これらの関係者による組織を「緊急物資調達・輸送チーム」と称することとする。

### ① 県災害対策本部

県災害対策本部は、県全体の被災状況を踏まえて、県全体の物資需要と物資供給資源（拠点、輸送手段等）等の情報を把握し、支援物資需要に係る優先順位を設定するなど活動全体の総合調整・決定を行う。

県庁内担当部署	支援物資物流における役割
被害情報収集・整理担当部署	県内市町村の被害情報や避難所情報、必要物資情報等の収集・整理
情報伝達担当部署	他の行政機関、関係事業者・団体への情報の共有
物資調達担当部署	県内の物資配分・輸送計画の作成、必要な物資の調達（協定業者への要請等）、広域からの支援物資に関する情報収集・整理・調達（国や他の都道府県への要請等）
道路担当部署	緊急輸送道路等の道路の被害情報、復旧情報の収集・整理、輸送可能ルートの整理
港湾担当部署	港湾施設の被害情報、復旧情報の収集・整理
輸送手段調達担当部署	輸送手段（トラック、船舶、ヘリコプター等）の調達（協定業者への要請等）
災害対策本部事務局	支援物資物流に関する総合調整

### ② 民間事業者（災害時物流コーディネーター（仮称））

県災害対策本部において、被害情報や物資需要に関する情報、広域から配送される物資に関する情報等をふまえて、物資配分・輸送計画を立案することとなるが、物流に関するノウハウのない県職員だけでは効果的な計画立案をすることが難しい。よって、民間の能力・ノウハウを活用するため、各県トラック協会等から派遣された物流専門家を「災害時物流コーディネーター（仮称）」として県災害対策本部に参画させ、以下の役割を担う。

担当	支援物資物流における役割
災害時物流コーディネーター （仮称）	状況に即応した支援物資物流体制構築のための助言で、具体的な内容は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域からの支援物資の受入れ拠点（広域物資拠点及び民間物資拠点）確保のための調整</li> <li>・広域物資拠点及び民間物資拠点の役割分担、機能分担の調整</li> <li>・物資配分・輸送計画の立案</li> <li>・輸送手段（県内輸送、避難所まで配送）の調達・調整</li> </ul>

### ③ 国の職員（リエゾン）

大規模な災害発生時には、非被災地の広域から多量の物資が配送される。これらに関する情報については、政府緊急災害対策本部に情報が集約し、政府現地災害対策本部を経由して各県災害対策本部に集約することが必要である。

このため、政府現地災害対策本部との連絡役（リエゾン）となる国の職員を派遣する。

担当	支援物資物流における役割
国の連絡職員	広域から配送される支援物資に関する情報収集・整理、その他、広域からの支援物資物流に関する情報の収集・整理

### ④ 広域物資拠点及び民間物資拠点

広域物資拠点及び民間物資拠点においては、県職員と連携して物流事業者が中心となって運営する。このため、広域物資拠点及び民間物資拠点における運営は、拠点開設段階から物流事業者が参画し、物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送を一元的に物流事業者が行う体制とする。

ただし、県との情報収集・伝達を円滑に行うために、広域物資拠点及び民間物資拠点に職員を派遣する。

物資拠点等における担当	支援物資物流における役割
物流事業者（物流専門家）	拠点の開設（民間施設の場合）、物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送
県職員	緊急物資調達・輸送チームでの意思決定事項の伝達、物流事業者との情報共有

### ⑤ バックアップ体制

県の体制は、自身が被災地であり、救助・救命など様々な対応が求められ、大規模災害直後には、支援物資物流に係るオペレーションを十分に執れないことから、広域的なバックアップ体制にて補完していく必要がある。

特に、震災直後から3日間程度は、道路等のインフラの復旧が始まり、被災地外から支援物資供給が可能となるまでの間の備蓄物資物流の実施と、広域物資拠点及び民間物資拠点の開設など多くの作業が発生する。

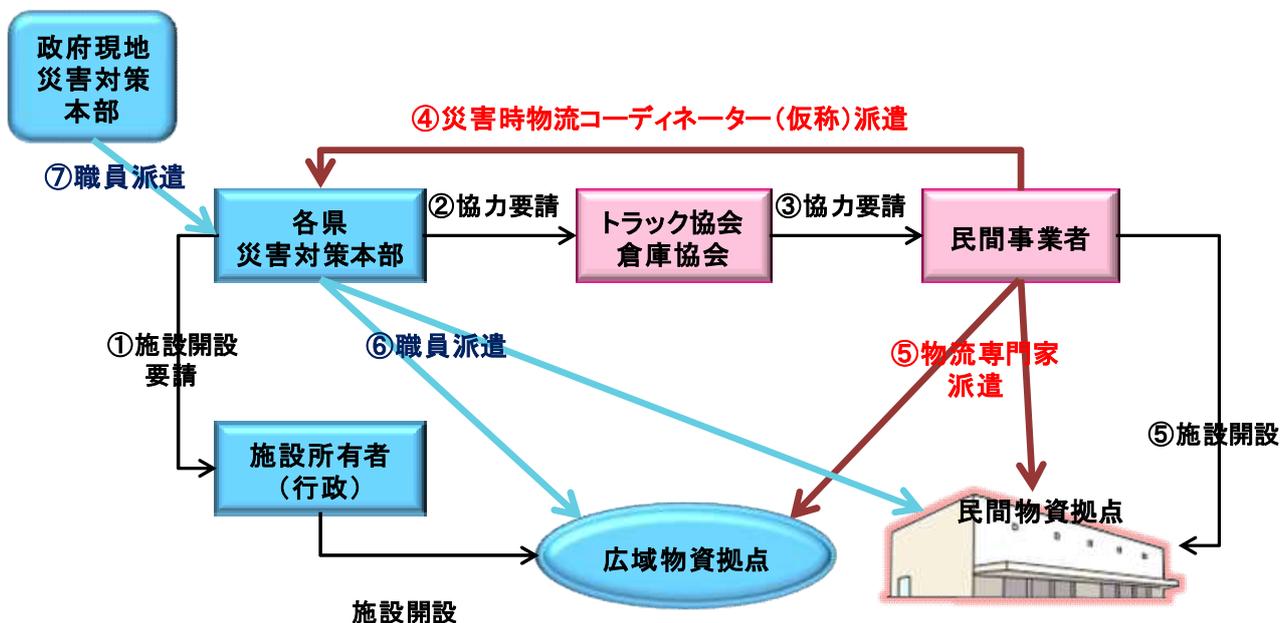
よって、大規模災害の場合、運輸事業者・倉庫事業者の被害状況を有している地方運輸局や運輸支局がトラック協会等の事業者団体と支援物資物流のサポートチーム（緊急物資輸送チーム）を設置し、県を超えた広域的な情報収集を行うとともに、県災害対策本部を支援する。

担当	支援物資物流における役割
トラック協会、倉庫協会	災害対策本部への支援（会員に関する情報等）
運輸局・支局 （緊急物資輸送チーム）	管轄内県の輸送手段調整、広域からの輸送手段調達及びこれらの情報収集・整理 民間物資拠点に係る被害状況の情報収集や開設の支援

### (3) 体制確立までの流れ

県災害対策本部内の緊急物資調達・輸送チーム、広域物資拠点、ならびに民間物資拠点における体制確立までの流れは、概ね下図のとおりである。

図表 8 緊急支援物資輸送体制確立までの流れ



- ①各県災害対策本部において被害情報等から支援物資輸送体制を確立するために、あらかじめ定めた広域物資拠点の開設を、当該施設所有者に対して要請する。
- ②県災害対策本部は、民間事業者の協力が必要と判断した場合は、協定を締結しているトラック協会や倉庫協会の事業者団体に対して、専門家の派遣と民間施設の利用を要請する。
- ③協力要請を受けた事業者団体では、会員事業者の被災状況、拠点の被災情報などから、協力事業者を選定し、専門家の派遣や拠点の開設を要請する。
- ④要請のあった協力事業者は、災害時物流コーディネーター（仮称）を県災害対策本部に派遣する。
- ⑤あわせて、県から指示を受けた広域物資拠点に物流専門家を派遣し、要請のあった所有施設を民間物資拠点として利用できるよう開設するとともに、物流専門家を配置する。
- ⑥県災害対策本部は、開設した広域物資拠点及び民間物資拠点に対して、県職員を派遣する。
- ⑦政府現地災害対策本部では、広域的な対応が必要であると判断した場合には、県災害対策本部に国の連絡職員を派遣する。

### (4) 情報の一元管理と共有

緊急物資調達・輸送チームでは、広域からの支援物資に関する情報、県内の必要な物資に関する情報、走行可能な輸送ルート（道路、港湾、空港）に関する情報、広域

物資拠点及び民間物資拠点に関する情報、物資輸送先に関する情報、輸送手段（トラック、フェリー等）に関する情報などを一元的に管理することが必要である。また、県内で必要とされる支援物資の広域への要請情報についても一元化することが必要である。

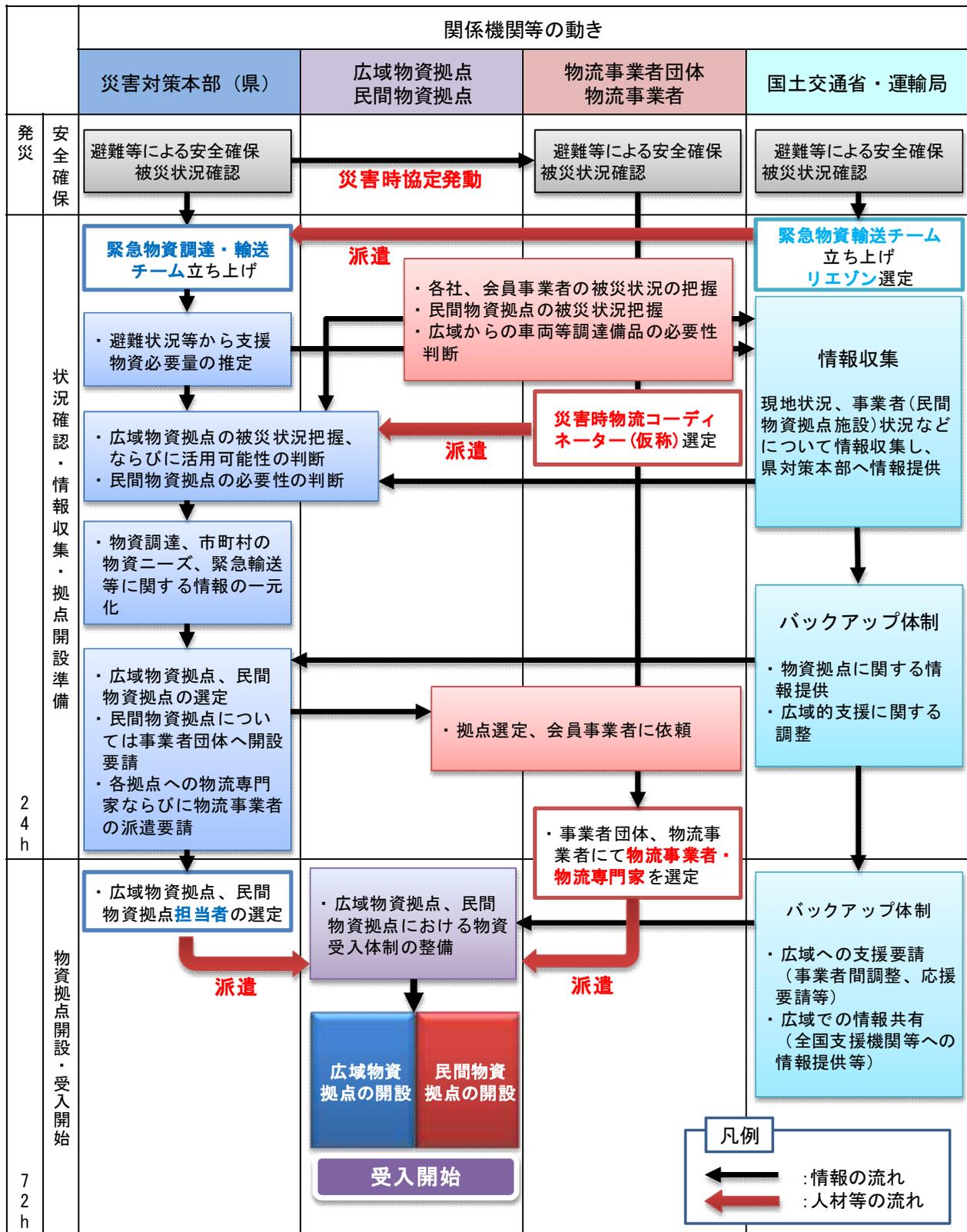
これらの情報については、緊急物資調達・輸送チームや県災害対策本部のみならず、広域物資拠点及び民間物資拠点、市町村、民間事業者、関係団体と常に共有することも必要である。

あわせて、これらの情報をふまえて状況に応じて作成する緊急輸送計画についても、迅速に広域物資拠点及び民間物資拠点、支援物資物流に関係する市町村、民間事業者等とも情報共有するものとする。

(5) 災害に強い物流システムを構築する流れ（まとめ）

これまでの検討内容を関係機関の流れとして整理したものが次の図である。

図表 9 災害に強い物流システムを構築するための関係機関のイメージ図



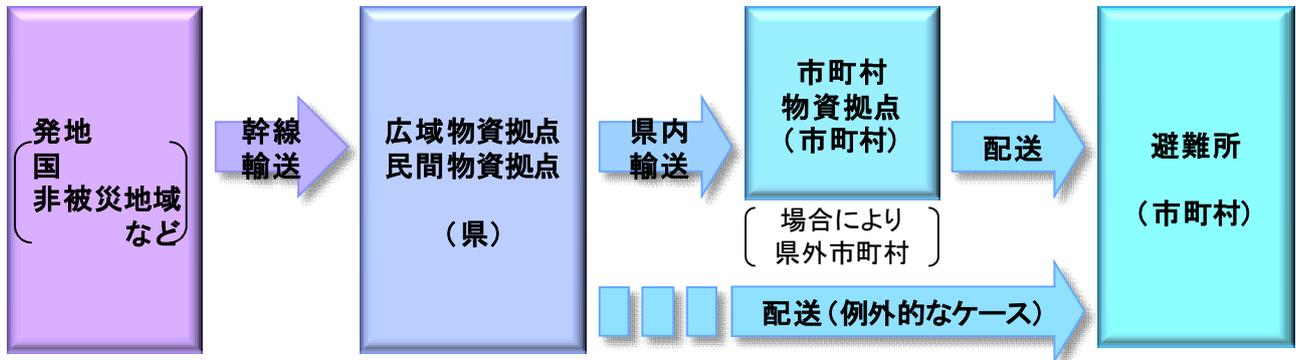
※時間軸についてはあくまで目安であり、各作業については極力早期に対応ができるよう努力する。

※上記は広域からの物資調達・輸送の流れであり、備蓄物資、県内協定締結事業者からの物資調達は含まない。

### 3.2 支援物資の輸送の実施(全体像の整理)

広域物資拠点及び民間物資拠点の開設などにより、支援物資輸送体制が確立した後の物資輸送の基本的な考え方を整理する。

図表 10 支援物資の輸送の流れ



#### (1) 幹線輸送 (発地から広域物資拠点等までの輸送)

##### ① 幹線輸送ルート確保

発地から広域物資拠点等までの輸送に使用される緊急輸送ルートとなる道路の確保は、国、地方公共団体等の道路管理者が行う。道路啓開活動等については、各地方公共団体と協定締結等をしている民間事業者が実施する。また、海路の確保は、国と地方公共団体の港湾管理者が行う。港湾施設における障害物除去や浚渫活動等については、国や港湾管理者が協定締結をしている民間事業者が実施する。

##### ② 幹線輸送の実施

発地から広域物資拠点等までに使用する輸送手段の調達については、陸上輸送と海上輸送で手続が異なる。

陸上輸送の場合、発地の国や地方公共団体が協定を締結しているトラック協会等に協力要請する。

なお、自治体ならびにトラック協会は、平常時より緊急通行車両の事前登録等について検討を進めるなど、災害時に迅速な通行証の発行を受けられるような環境整備を進めていくこととする。

海上輸送の場合、各運輸局が地方海運組合連合会、全日本内航船主海運組合支部、全日本内航船主海運組合支部、旅客船協会、港運協会等に輸送要請するとともに、内航貨物船を使用する場合には、必要に応じて日本内航海運組合総連合会との調整のために本省海事局内航課とも連絡、連携する。

国、地方公共団体からの要請のもと、物流事業者が輸送を実施する。

#### (2) 広域物資拠点及び民間物資拠点

##### ① 広域物資拠点及び民間物資拠点の開設

広域物資拠点は、施設管理者の協力を得て、県が開設する。一方で、民間物資拠点の場合は、協定にもとづいた県からの要請を受けて当該施設を保有する民間事業者が開設する。

## ② 広域物資拠点及び民間物資拠点における運営

県災害対策本部の緊急物資調達・輸送チームとの連携のもと、民間物資拠点においては、県との協定等に基づき物流事業者が中心となって運営する。また、広域物資拠点の場合であっても、各県トラック協会等から派遣された物流事業者が運営することが望ましい。

## (3) 県内輸送（広域物資拠点から市町村各地（市町村物資拠点等）への輸送）

### ① 県内輸送ルートの確保

県内輸送に必要な輸送ルートの確保は、国及び被災地方公共団体等の道路管理者が行う。道路啓開活動等については、各地方公共団体と協定締結等をしている民間事業者が実施する。

### ② 県内輸送の実施

県内輸送に必要な輸送手段の確保は、被災地方公共団体が協定等に基づき各県トラック協会等に対して要請する。各県トラック協会等は会員事業者も被災するなどにより十分なトラック等を確保できない場合は、トラック協会連合会等を通じて、各県トラック協会間の相互応援協定にもとづく応援要請を適切な地域の各県トラック協会に対して行う。この際、必要に応じて管轄地域外の協会にも応援要請を行う。

国、地方公共団体からの要請のもと、物流事業者が輸送を実施する。

なお、広域物資拠点及び民間物資拠点から避難所への直接配送については、市町村が著しく被災し市町村物資拠点の機能が果たせない場合などの例外的なケースである。

## (4) 緊急輸送における役割分担（まとめ）

幹線輸送	幹線輸送ルート	国、地方公共団体等の道路管理者、港湾管理者啓開、除去活動等は民間事業者
	幹線輸送手段	非被災地方公共団体が協定締結先に要請 内航貨物船は日本内航海運組合総連合会、旅客船等は運輸局が管内の関係団体
	幹線輸送の実施	全国の物流事業者、内航貨物・旅客船事業者等
広域物資拠点 民間物資拠点	開設	県及び県の要請に基づき民間事業者
	運営	協定等に基づく各県トラック協会等から派遣された物流事業者
県内輸送	県内輸送ルート	国、地方公共団体等の道路管理者、港湾管理者啓開、除去活動等は民間事業者
	県内輸送手段	被災県が協定締結先の各県トラック協会等に要請
	県内輸送の実施	各県トラック協会等の物流事業者

### 3.3 支援物資輸送に必要な環境整備

#### (1) 広域物資拠点としての民間事業者の施設の活用

大規模災害時に物資拠点を迅速かつ十分に開設できるようにするため、公共の広域物資拠点のほか、民間事業者が保有する施設の中からあらかじめ物資拠点として活用できる施設をリストアップしておく。

物流事業者との円滑な協力体制を実現するため、事前に県と各県トラック協会等事業者団体等が協定を締結しておく。

##### ① 民間物資拠点候補地のリストアップ

一定の規模を有する民間の物流施設で、新耐震基準を満たしていること、大型トラックの進入が可能なことなど災害時の物資拠点として機能を発揮しうる施設の中から、物資拠点として活用することに物流事業者の協力が得られた民間物資拠点候補は別紙1、別紙2のとおりである。

災害時には、広域物資拠点施設及び今般リストアップした民間物資拠点候補施設等の中から、各施設の被災状況や必要な物資保管スペース等を勘案し、各県の対策本部において、国からの広域的な観点からの助言や物流事業者団体からの助言等も踏まえながら、開設する民間物資拠点を選定する。

なお、南海地震等の想定地域（中国三県、四国四県、九州二県）の中でも、特に四国地域においては、活用可能な民間施設の候補も少なく、規模が小さいことに加え、津波や液状化等の被害も想定される。

これに備えるため、四国四県においては、現在指定されている広域物資拠点並びに民間物資拠点以外に、公共施設や自家用倉庫等の中から、拠点候補施設（屋内施設、大型トラックやフォークリフトが利用可能）を追加検討する。

ただし、広域物資拠点として活用可能な施設は、自衛隊等の応援部隊の活動拠点候補としても位置付けられていることが想定されるため、このような施設の位置付けにあたっては、応援部隊の活動拠点、負傷者の搬送拠点、広域物資拠点としての適地要件をそれぞれ整理した上で、設定する。

また、拠点施設の配備状況を勘案し、公的な広域物資拠点の新規整備に向けた検討も行う。

##### ② 広域物資拠点、民間物資拠点の環境整備

発災時には通信手段の断絶等を始めとする様々な混乱が生じることが想定される。

よって、物資拠点等の施設については、BCP（事業継続計画）の策定を行うとともに、燃料・水・食料の備蓄、自家発電設備の設置、非常用通信手段の確保等について検討を行う。

一方で、民間物資拠点での物資の備蓄や非常用設備の確保については、各事業者で負担することが維持管理の面で困難であることから、公的な支援や事業者団体による非常用設備の共同保有のスキームについても検討する。

## (2) 物流事業者の能力・ノウハウの活用

各県は、緊急輸送の協定だけでなく、物資の保管ならびに物流専門家の派遣についても、あらかじめトラック協会等事業者団体等と協定を締結しておく。

なお、災害時物流コーディネーター（仮称）については、訓練や望ましい緊急物資輸送体制に関する助言を通じて、平常時から県と協力して支援物資輸送体制を構築できるような関係づくりが必要である。なお、協定には緊急物資輸送車両と人員や物資保管のみならず、専門家の派遣に対する費用の負担についても整理するものとする。

## (3) 物資調達・配送様式の標準化

県が被災地の物資需要を把握し必要物資を民間事業者に発注する場合や、非被災地の地方公共団体が支援物資を発注し、その情報を被災県に伝える場合において、迅速かつ正確に情報を伝達するために、物資に関する調達・輸送に関するシート様式の標準化を検討する。特に被害が甚大な場合は、広域からの支援が必要となるため、国主導で標準的な様式を検討し、フォーマットを全国展開するものとする。

具体的には、大きく①要請情報、②調達情報、③輸送情報の3つに分け、例えば、次のような内容が考えられる。

項目	内容例
①要請情報	受付時刻、要請元（担当部署、担当者）、要請品目・数量（品目詳細、単位）、荷受施設（名称、所在地、担当者、大型トラック進入可否）等 《要請元の記載例》⇒〇〇市町村発第**号
②調達情報	発注時刻、供給者（企業名、所在地、担当者）、調達品名・数量、荷姿、積込施設（名称、所在地、担当者、大型トラック進入可否）等
③輸送情報	発注時刻、輸送者（企業名、担当者）、輸送ルート、輸送手段、車両登録番号、到着予定日等

## (4) 情報の共有化の仕組みの構築

避難所等における物資需要を市町村が把握し、県が一元管理した上で、地域別輸送品目別の輸送需要量と、各地域の周辺からの孤立状況、避難者状況などを把握した上で適切な緊急物資配分・輸送を行えるようにするために、県災害対策本部のみならず市町村、さらに広域物資拠点、関係する物流事業者も含めて情報を一元管理する仕組みを構築する。

具体的には、前項で触れた調達・輸送シートを各関係機関での統一様式とすることで、避難者のニーズ把握から当該物資到着迄の一連情報を共有することが可能となる。

なお、県を越えた輸送も行う可能性があることから、これらの様式も各県共通のものとする必要がある。

## (5) 義援物資における受託制限

全国から送付されてくる義援物資の中には、必ずしも被災者のニーズに合致していないものも含まれる。このような物資は広域輸送の交通量を増やすだけでなく、受入

れ側の物資拠点等における作業に支障を与え、作業効率を大幅に低下させる恐れがある。このようなことを防ぐために、宅配業者等が被災地宛の義援物資のうち、地域が不要とする物資について受託することを、発地の窓口において受託制限（配送拒否）できる環境を整備することが必要である。そのためには、国土交通省等が関係事業者に対して災害時にはこのような受入れを行わないことを指導するなど、宅配業者等が受託制限を実施できる環境づくりが必要である。また、被災地が不要な物資、必要な物資が何かという情報を迅速かつ時系列に応じて外部に伝える仕組みも併せて必要である。

## 4. その他

### 4.1 広域物資拠点及び民間物資拠点の運営に関する訓練の必要性

#### (1) 訓練の実施

災害時に広域物資拠点及び民間物資拠点において、国、地方自治体、事業者団体、民間事業者が連携しながら支援物資輸送を実施するためには、平常時からの共同訓練の実施が必要不可欠である。

また同訓練の実施目的は、関係者が円滑に物資輸送を実施できるようにすることだけでなく、訓練シナリオ作成時には認識のなかった問題点・課題を明確化することも含まれる。

#### (2) 訓練のねらい

訓練のねらいとしては、次の3点が考えられる。

- 1) 大規模災害時において、広域から輸送される物資の受入れから配送までの試行と、その過程で得られる問題点の把握
- 2) 民間物資拠点を開設する場合の開設から運営に係わる関係機関との連携体制と役割分担の確認とその問題点の把握
- 3) 得られた問題点の解決策を反映することによる運営体制の高質化

#### (3) 訓練シナリオの概要

広域物資拠点ならびに民間物資拠点における訓練シナリオは、大きく「物資拠点等の確保」と「拠点での緊急輸送実施」の2段階に分け、それぞれ次の項目を実施する。

大項目	詳細項目
物資拠点等の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地災害対策本部の開設</li><li>・ 物資拠点施設の被害状況の把握</li><li>・ 物資拠点等の開設（資機材調達、活動体制、連絡体制構築）</li></ul>
拠点での緊急輸送実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要物資量の把握（ニーズ把握）</li><li>・ 必要物資量の調達</li><li>・ 配送（輸送）計画の策定</li><li>・ 物資等の受入れ、荷卸し</li><li>・ 物資等の仕分、保管</li><li>・ 配送（市町村物資拠点、避難所等）</li></ul>

#### (4) 訓練の方法

訓練の方法としては大きく分けて、「図上訓練」と「実地演習」の2つがある。上記の2段階ともに関係者との連携が必要な「実地演習」が有効であると考えられる。

ただし、準備に多大な時間を要し、費用負担が大きいこと、さらには繰り返し訓練することが熟達に必要なことから、図上訓練による補完が有効である。

## 4.2 本とりまとめの防災計画等への反映について

今回のとりまとめをふまえ、各県の防災対策や防災計画への反映事項をとりまとめる。

### (1) 官民の連携による災害物流システムを実現するための事前準備

あらかじめ、各県と各県トラック協会・倉庫協会等の間で、災害時の物資輸送等の支援に関する協定を締結し、その中に、下記の事項を盛り込むことが望ましい。

支援項目	概要
民間施設の利用	・広域からの物資の受入れ、荷卸し、仕分け、保管、配送の拠点として民間施設を活用すること
機器の貸与	・広域物資拠点及び民間物資拠点の荷さばき業務等に必要となる機器の貸与
災害時物流コーディネーター（仮称）の派遣	・県災害対策本部に県内の緊急物資輸送を総合的に調整する専門家の派遣
物流専門家の派遣	・広域物資拠点及び民間物資拠点を運営する指導者の派遣
費用	・費用負担の明確化

### (2) 各種要領、ならびに県の地域防災計画等に反映すること

#### ① 国の東南海・南海地震応急対策活動要領等の見直し（国主導）

本協議会の検討結果をふまえ、「地震対策大綱」や「東南海・南海地震応急対策活動要領」及び『東南海・南海地震応急対策活動要領』に基づく具体的な活動内容に係る計画の見直しについても、国土交通省が関係府省に対して働きかけを行うことが必要である。特に、行政の設置する広域物資拠点と民間物資拠点の位置付けについて明確にしていく。

#### ② 各県地域防災計画の見直し

本提言書と各県の現行の計画を比較し、状況に応じて反映できる点を抽出していくこととなるが、特に重要な点は次の点である。

- ・災害時物流コーディネーター（仮称）を明確に位置づけること
- ・民間の物流事業者の施設を活用する可能性があることを明示すること（民間物資拠点を位置づけること）
- ・可能であれば、リストアップした民間物資拠点について、計画本編又は資料編又は内部のマニュアルに明記すること

広域物資拠点施設リスト

項目		NO.	1	2	3	4	5	6	7	
基本	① 県名	単位	岡山県	岡山県	岡山県	広島県	山口県	香川県	香川県	
	② 拠点名		岡山操車場跡地公園	備前市吉永B&G海洋センター 総合グラウンド	倉敷スポーツ公園	広島県防災拠点施設	ビジコム柳井スタジアム(旧柳井市民球場)	香東川公園成合運動場	国営讃岐まんのう公園	
	③ 拠点所有者		岡山市・岡山市土地開発公社	備前市吉永B&G海洋センター	岡山県	広島県	柳井市	国	国	
	④ 拠点管理者		岡山市	B&G財団	(財)倉敷スポーツ公園	広島県	柳井市	香川県	(財)公園緑地管理財団まんのう公園管理センター	
	⑤ 所在地		岡山市北区長瀬表町一丁目1番1号他	備前市吉永町吉永中291-4	倉敷市中庄3250-1	三原市本郷町善入寺94-22	柳井市南浜3丁目2番1号	高松市円座町835	仲多度郡まんのう町吉野4243番地12号	
施設写真										
立地条件	① 敷地面積	m <sup>2</sup>	108,000	17,500	194,000	24,918	37,598	82,827	1,120,000	
	② 平常時の施設利用		運動公園	屋外グラウンド	運動公園	備蓄倉庫 防災航空センター	野球場	運動公園	公園	
	③ 周辺の土地利用		住宅地、農地	住宅地、河川、農地	住宅地	空港	工業団地	河川敷	農地、山林、河川敷	
	④ 距離	IC		岡山ICから7.3km	和気ICから8.4km	早島ICから3.1km	河内ICから3.0km	玖珂ICから17.0km	高松西ICから2.5km	善通寺ICから14.3km
		緊急輸送路		県道162号から0.22km	県道96号から0.18km	県道162号から1.2km	国道432号から3.1km	国道188号から0km	国道32号から0km	国道438号から1.5km
		港湾		岡山港から10.3km	東備港から12.2km	水島港から20.0km	尾道糸崎港から20.8km	柳井港から1.8km	高松港から11.6km	坂出港から19.7km
⑤ 前面道路	名称		県道162号	県道96号	県道187号	県道49号	国道188号	国道32号	県道199号	
	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×4(片2)	車線3m×2(片1)	車線3m×4(片2)	車線3.0m×4(片2)	
構造設備	① 施設	施設名称	岡山ドーム	備前市吉永B&G海洋センター体育館	マスカットスタジアム	広島県防災拠点施設(備蓄倉庫棟)	バタフライアリーナグラウンド	河川敷(グラウンド・サッカー場)	公園	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート 2階建1階部分	鉄骨鉄筋コンクリート 2階建	鉄骨鉄筋コンクリート 4階建1・2階部分	鉄骨造・1階建1階部分	-	-	-	
	② 建築年月		H15.3	S56.2	H7.3	H14.12	-	-	-	
	③ 耐震性		新耐震対応	耐震等補強なし	新耐震対応	新耐震対応 免震設計	-	-	-	
④ 雨よけ施設		あり	あり	あり	あり	無し	無し	あり (ドーム)		
災害時の広域物資拠点に求められる機能	① 大型トラック搬入		可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	
	② 駐車用面積	m <sup>2</sup>	-	22,760	-	2,800	2,500	-	-	
		台	-	250	160	27	150	-	1,200	
	③ 給油施設		無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
	④ 非常用通信機		無し	無し	無し	あり	無し	無し	無し	
	⑤ 非常用電源		あり	無し	あり	あり	無し	無し	無し	
	⑥ 休憩室		無し	無し	あり	あり	あり	無し	無し	
	宿泊可能人員	人	-	-	不明	100	20	-	-	
	⑦ 飲食料備蓄		あり	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
⑧ フォークリフト確保の可否		不可	不可	不可	可能	不可	不可	不可		
⑨ 拠点(敷地)面積	m <sup>2</sup>	9,289	29,000	3,000	15,782	37,598	82,827	1,120,000		

広域物資拠点施設リスト

項目		NO.	8	9	10	11	12	13	14	15	
基本	① 県名	単位	徳島県	徳島県	徳島県	徳島県	徳島県	愛媛県	愛媛県	愛媛県	
	② 拠点名		徳島県蔵本公園	鳴門競艇場	吉野川市鴨島運動場	阿南中学校グラウンド	川上農村広場	愛媛県総合運動公園	山根公園	西予市宇和運動公園陸上競技場	
	③ 拠点所有者		徳島県	鳴門市	国土交通省	阿南市	海部郡海陽町	愛媛県	新居浜市	西予市	
	④ 拠点管理者		(財)徳島県建設技術センター	鳴門競艇場	吉野川市長	阿南市	海部郡海陽町	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	新居浜市	西予市長	
	⑤ 所在地		徳島市庄町1丁目76番地	鳴門市撫養町大桑島字江岩浜48番地	吉野川市鴨島町知恵島2249番地	阿南市見能林町南勘高1番地	海部郡海陽町神野字柿谷136	松山市上野町乙46番地	新居浜市角野新田町3	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目	
施設写真											
立地条件	① 敷地面積	m <sup>2</sup>	91,000	53,208	35,601	23,000	17,000	337,200	101,790	10,400	
	② 平常時の施設利用		運動公園	競艇場	運動公園	屋外グラウンド(学校)	屋外グラウンド	運動公園	運動公園	運動公園	
	③ 周辺の土地利用		住宅地	住宅地、農地、山林 河川敷、商業地、倉庫	河川敷	農地、山林	河川、農地	住宅地、農地	住宅地、農地 山林、河川敷	住宅地、山林、河川敷	
	④ 距離	IC		徳島ICから8.3km	鳴門北ICから5.0km	土成ICから5.0km	徳島ICから31.8km	徳島ICから89.3km	松山ICから5.0km	新居浜ICから2.3km	西予宇和ICから2.2km
		緊急輸送路		国道192号から0km	国道28号から0.47km	国道192号から2.0km	国道55号から0.38km	国道193号から0.46km	国道33号から0.5km	県道47号から0km	国道56号から0km
		港湾		徳島小松島港から8.0km	徳島小松島港から20.0km	徳島小松島港から35.0km	橘港から3.5km	-	松山港から17.0km	新居浜港(東)から9.4km	宇和島港から20.0km
⑤ 前面道路	名称		国道192号	県道42号・県道11号	国道318号	国道55号	国道193号	国道33号	県道47号	国道56号	
	幅		車線3.5m×4(片2)	車線3m×2(片1) ・4m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線2.5m×1	車線3.5m×4(片2)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	
構造設備	① 施設	施設名称	-	鳴門競艇場駐車場	吉野川市鴨島運動場	阿南中学校グラウンド	広場(グラウンド)	自由広場	山根公園 駐車場	陸上競技場	
		構造	-	-	-	-	-	-	-	-	
	② 建築年月		-	-	-	-	-	-	-	-	
	③ 耐震性		-	-	-	-	-	-	-	-	
④ 雨よけ施設		無し	無し	無し	無し	無し	あり (テント11m×15m)	あり (テント10m×11m)	あり (テント10m×11m)		
災害時の広域物資拠点に求められる機能	① 大型トラック搬入		可能	可能	可能	不可	-	可能	可能	可能	
	② 駐車用面積	m <sup>2</sup>	-	46,139	4,080	450	-	1,716	858	375	
	駐車台数	台	-	1,927	95	30	-	20	10	8	
	③ 給油施設		無し	無し	無し	無し	-	無し	無し	無し	
	④ 非常用通信機		無し	無し	無し	無し	-	無し	無し	無し	
	⑤ 非常用電源		あり	無し	無し	無し	-	あり	あり	あり	
	⑥ 休憩室		無し	無し	無し	無し	-	あり	無し	無し	
	宿泊可能人員	人	-	-	-	-	-	2~3	-	-	
	⑦ 飲食料備蓄		無し	無し	無し	無し	-	無し	無し	無し	
⑧ フォークリフト確保の可否		不可	不可	可能	不可	-	不可	不可	不可		
⑨ 拠点(敷地)面積	m <sup>2</sup>	91,000	46,139	35,601	-	-	17,600	4,465	10,775		

広域物資拠点施設リスト

項目		NO.	16	17	18	19	20	21	22	23	
基本	① 県名	単位	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	大分県	宮崎県	宮崎県	
	② 拠点名		高知市総合運動場	室戸広域公園	県立高知青少年の家	高知県立窪川高等学校	四万十市安並運動公園	佐伯市総合運動公園	宮崎市生目の杜運動公園はんびドーム	北川運動公園	
	③ 拠点所有者		高知市	高知県	高知県	高知県	四万十市	佐伯市	宮崎市	延岡市	
	④ 拠点管理者		(財)高知市スポーツ振興事業団	高知県安芸土木事務所室戸事務所	(財)高知青年会館	高知県	(財)四万十市体育協会	佐伯市長	宮崎市	延岡市	
	⑤ 所在地		高知市大原町158	室戸市領家800番地	吾川郡いの町天王北1丁目14番地	高岡郡四万十町北琴平町6丁目1番地	四万十市安並4231番地	佐伯市大字柿木畑478	宮崎市大字跡江4461-1	延岡市北川町川内名7330	
施設写真											
立地条件	① 敷地面積	m <sup>2</sup>	110,000	285,000	3,127	45,348	100,000	243,300	20,683	26,777	
	② 平常時の施設利用		運動公園	運動公園	青少年教育施設	屋外グラウンド(学校)	運動公園	運動公園	運動公園(屋内)	運動公園	
	③ 周辺の土地利用		住宅地	住宅地、農地、山林	住宅地、農地	住宅地、農地、山林	住宅地、農地、山林	山林	農地	住宅地、農地、山林、河川敷	
	④ 距離	IC		高知ICから9.0km	南国ICから77.0km	伊野ICから7.4km	中土佐ICから21.0km	中土佐ICから68.0km	佐伯ICから6.6km	宮崎西ICから4.3km	延岡南ICから21.7km
		緊急輸送路		国道56号から0km	県道202号から0.68km	県道36号から1.2km	国道56号から1.2km	国道439号から0.38km	県道37号から0.5km	国道10号から1.9km	国道10号から1.0km
		港湾		高知港から3.0km	室津港から4.0km	高知港から13.0km	須崎港から31.3km	宿毛港から30.0km	佐伯港から7.0km	宮崎港から11.2km	延岡新港から21.9km
	⑤ 前面道路	名称		国道56号	県道203号	県道38号	県道19号	県道333号	県道37号	県道17号	国道10号
幅			車道3m×4(片2)	車道3m×4(片2)	車道3m×4(片2)	車道3m×4(片2)	車道3m×4(片2)	車線3m×2(片1)	車線3m×4(片2)	車線3m×2(片1)	
構造設備	① 施設	施設名称	総合体育館	運動広場	大集会室	体育館	体育館	総合体育館	はんびドーム	北川体育館	
		構造	鉄骨造・4階建2階部分	-	鉄骨造・2階建1階部分	鉄骨造・1階建1階部分	鉄骨造・2階建1階部分	鉄骨造・2階建1階部分	鉄骨造・平屋建	鉄骨造・2階建1階部分	
	② 建築年月		H3.12	-	S63.6	S47.10	S48	H19.3	H15.6	H5.3	
	③ 耐震性		新耐震対応	-	新耐震対応	耐震設計	耐震等補強なし	新耐震対応	新耐震対応	新耐震対応	
④ 雨よけ施設		あり	無し	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
災害時の広域物資拠点に求められる機能	① 大型トラック搬入		可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	可能	
	② 駐車用面積	m <sup>2</sup>	1,550	450	619	705	2,775	6,600	27,000	7,200	
		台	36	9	14	16	64	130	950	167	
	③ 給油施設		無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
	④ 非常用通信機		無し	無し	無し	無し	あり	無し	無し	無し	
	⑤ 非常用電源		無し	無し	無し	無し	無し	あり	無し	無し	
	⑥ 休憩室		無し	無し	あり	無し	無し	あり	無し	あり	
		宿泊可能人員	人	-	-	35	-	-	100	-	200
	⑦ 飲食料備蓄		無し	無し	無し	無し	無し	無し	あり	無し	
⑧ フォークリフト確保の可否		不可	可能	不可	不可	不可	不可	不可	不可		
⑨ 拠点(敷地)面積	m <sup>2</sup>	3,688	12,762	1,849	1,749	4,169	12,129	20,683	6,750		

# 民間物資拠点一覧表

## 【岡山県】 5箇所

	事業者名	施設名
1	センコー(株)	水島物流センター
2	富士倉庫(株)	空港流通団地営業所
3	岡山土地倉庫(株)	本社営業所
4	岡山土地倉庫(株)	空港団地営業所
5	福山通運(株)	岡山主管支店

## 【広島県】 4箇所

	事業者名	施設名
6	(株)日立物流	志和倉庫
7	麒麟倉庫(株)	本社営業所
8	福山通運(株)	広島流通センター
9	福山通運(株)	広島北支店

## 【山口県】 4箇所

	事業者名	施設名
10	日本通運(株)	野村倉庫
11	防府通運(株)	中村倉庫
12	下関海陸運送(株)	長府物流センター
13	福山通運(株)	防府営業所

## 【香川県】 8箇所

	事業者名	施設名
14	日本通運(株)	高松ターミナル
15	日本通運(株)	郷東町第3号倉庫
16	四国西濃運輸(株)	三豊支店
17	四国福山通運(株)	大野原営業所
18	ヤマト運輸(株)	四国支社
19	四国名鉄運送(株)	中讃営業所
20	(株)加ト吉フードレック	本社物流センター
21	高松臨港倉庫(株)	宇多津流通センター

**【徳島県】 8箇所**

	事業者名	施設名
22	日本通運(株)	松茂流通センターA・B棟
23	ヤマト運輸(株)	徳島主管支店
24	佐川急便(株)	徳島店
25	東海運(株)	マリンピア物流倉庫
26	東海運(株)	マリンピア配送センター倉庫
27	徳島通運(株)	自動車支店
28	徳島通運(株)	立江倉庫
29	四国福山通運(株)	阿波池田営業所

**【愛媛県】 7箇所**

	事業者名	施設名
30	一宮運輸(株)	新居浜物流センター1号倉庫
31	一宮運輸(株)	新居浜物流センター2号倉庫
32	四国福山通運(株)	松山東支店
33	四国西濃運輸(株)	松山支店
34	佐川急便(株)	松山店
35	日本通運(株)	松山ターミナル事業所
36	日本通運(株)	新居浜支店

**【高知県】 7箇所**

	事業者名	施設名
37	四国福山通運(株)	高知支店
38	佐川急便(株)	高知店
39	ヤマト運輸(株)	高知主管支店
40	日本通運(株)	高知ターミナル
41	四国名鉄運輸(株)	高知ターミナル
42	四国名鉄運輸(株)	高知支店倉庫
43	四国名鉄運輸(株)	システム倉庫

**【大分県】 9 箇所**

	事業者名	施設名
44	東九州運輸(有)	大分流通企業団地倉庫
45	新興相互運輸(株)	佐野物流センター
46	山九(株)	大分総合物流センター3号倉庫
47	山九(株)	三川流通センター
48	(株)中津急行	第1倉庫
49	日本通運(株)	大分支店中津港1号倉庫
50	センコー(株)	大分営業所大分第2PDセンター
51	大分海陸運送(株)	物流センター第3号倉庫
52	大分海陸運送(株)	物流センター第4号倉庫

**【宮崎県】 12 箇所**

	事業者名	施設名
53	九州西濃運輸(株)	宮崎トラックターミナル
54	九州西濃運輸(株)	都城トラックターミナル
55	センコー(株)	宮崎物流センター
56	センコー(株)	日向PDセンター
57	日本梱包運輸(株)	第1低温倉庫、第3倉庫
58	日本梱包運輸(株)	第2低温倉庫
59	宮崎中央倉庫(株)	低温1号倉庫
60	宮崎中央倉庫(株)	低温2号倉庫
61	宮崎中央倉庫(株)	7号倉庫
62	日本通運(株)	宮崎支店宮崎ターミナル
63	佐川急便(株)	宮崎店宮崎ターミナル
64	(社)宮崎県トラック協会	総合研修会館

民間拠点施設候補リスト(岡山県・広島県)

別紙1

項目		NO.	1	2	3	4	5
県名	単位		岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
事業者名			センコー(株)	富士倉庫(株)	岡山土地倉庫(株)	岡山土地倉庫(株)	福山通運(株)
施設名			水島物流センター	空港流通団地営業所	本社営業所	空港団地営業所	岡山主管支店
施設の種別			倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	トラックターミナル
所在地			倉敷市児島塩生字新浜2767-66	岡山市北区三和1000-2	岡山市東区光津700	岡山市北区三和1000-1	岡山市北区野田4-15-30
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		児島ICから6.0km	岡山ICから12.0km	早島ICから18.2km	岡山ICから11.8km	岡山ICから6.0km
	緊急輸送路		国道430号から1.0km	県道72号から1.2km	国道2号から0.5km	国道180号から9.0km	国道旧2号から0.1km
	港湾		水島港から15.0km	新岡山港から27.2km	新岡山港から8.0km	新岡山港から27.2km	岡山港から9.0km
道路	幅		車線3.5m×4(片2)	車線3.5m×2(片1)	車線3.5m×4(片2)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		26,898	8,257	22,461	13,391	—
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		5,400	1,000	200	1,995	12,000

民間拠点施設候補リスト(岡山県・広島県)

別紙1

項目		NO.	6	7	8
県名	単位		広島県	広島県	広島県
事業者名			(株)日立物流	麒麟倉庫(株)	福山通運(株)
施設名			志和倉庫	本社営業所	広島流通センター
施設の種別			倉庫	倉庫	トラックターミナル
所在地			東広島市志和町七条花坂799-2	広島県安芸郡海田町南本町1-3	広島市安佐南区伴南2丁目1-19
施設写真					
拠点施設からの距離	IC		志和ICから2.0km	東雲ICから5.0km	広島西風新都ICから4.5km
	緊急輸送路		国道2号から2.0km	国道2号から1.0km	国道54号から6.0km
	港湾		広島港から30.0km	広島港から9.0km <海田大橋経由>	広島港から15.0km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3.5m×2(片1)	車線3m×4(片2)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		13,839	3,483	—
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		1,980	1,650	7,000

民間拠点施設候補リスト(広島県・山口県)

項目		NO.	9	10	11	12	13
県名	単位		広島県	山口県	山口県	山口県	山口県
事業者名			福山通運(株)	日本通運(株)	防府通運(株)	下関海陸運送(株)	福山通運(株)
施設名			広島北支店	野村倉庫	中村倉庫	長府物流センター	防府営業所
施設の種別			トラックターミナル	倉庫	倉庫	倉庫	トラックターミナル
所在地			広島県山県郡北広島町新氏神25-1	周南市野村2丁目4760-1	防府市大字浜方字古浜94-3	下関市長府扇町4-16	防府市新築地町18-1
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		千代田ICから5.0km	徳山東ICから10.0km 徳山西ICから10.0km	防府西ICから8.0km 防府東ICから8.0km	下関ICから6.0km	防府西ICから4.5km 防府東ICから4.5km
	緊急輸送路		国道261号から5.0km	県道172号から0.5km 国道2号から3.0km	国道2号から6.0km	国道2号から1.0km	国道2号から4.0km
	港湾		広島港(宇品)から47.0km	徳山港から5.0km	三田尻港から3.0km 中関港から3.0km	下関港から8.0km 長府港から1.0km	三田尻港から1.5km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×4(片1)	車線3.5m×4(片2)	車線3.5m×4(片2)	車線3.5m×4(片2)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		—	4,332	11,254	3,989	5,752
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		6,040	436	4,000	—	3,000

民間拠点施設候補リスト(香川県)

別紙1

項目		NO.	14	15	16	17	18
県名	単位		香川県	香川県	香川県	香川県	香川県
事業者名			日本通運(株)	日本通運(株)	四国西濃運輸(株)	四国福山通運(株)	ヤマト運輸(株)
施設名			高松ターミナル	郷東町第3号倉庫	三豊支店	大野原営業所	四国支社
施設の種別			トラックターミナル	倉庫	トラックターミナル	トラックターミナル	トラックターミナル
所在地			高松市朝日町六丁目8-3	高松市郷東町792-79	観音寺市大野原町大野原3980	観音寺市大野原町大野原3977-1	綾歌郡宇多津町吉田4001-39
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		高松中央ICから5.7km	高松西ICから7.5km	大野原ICから0.8km	大野原ICから0.8km	坂出北ICから2.3km
	緊急輸送路		県道157号から0.45km	県道16号から0.36km	国道11号から0.25km	国道11号から0.37km	県道192号から1.0km
	港湾		高松港から0.7km	高松港から4.1km	三島川之江港から13.3km	三島川之江港から13.4km	坂出港から1.4km
道路	幅		車線3m×4(片2)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		-	7,982	2,882	-	-
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		4,960	2,302	3,780	3,839	5,619

民間拠点施設候補リスト(香川県)

別紙1

項目		NO.	19	20	21
県名	単位		香川県	香川県	香川県
事業者名			四国名鉄運送(株)	(株)加ト吉フードレック	高松臨港倉庫(株)
施設名			中讃営業所	本社物流センター	宇多津流通センター
施設の種別			トラックターミナル	倉庫	倉庫
所在地			丸亀市飯山町西坂元472-1	観音寺市柞田町丙2066-1	綾歌郡宇多津町浜3番丁32
施設写真					
拠点施設からの距離	IC		坂出ICから2.5km	大野原ICから1.5km	坂出北ICから2.0km
	緊急輸送路		国道438号から1.2km	国道11号から0km	県道186号から0.75km
	港湾		坂出港から8.7km	三島川之江港から14.6km	坂出港から5.0km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		1,011	-	-
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		760	3,000	1,134 (庇がある部分)

民間拠点施設候補リスト(徳島県)

別紙1

項目		NO.	22	23	24	25	26
県名	単位		徳島県	徳島県	徳島県	徳島県	徳島県
事業者名			日本通運(株)	ヤマト運輸(株)	佐川急便(株)	東海運(株)	東海運(株)
施設名			松茂流通センターA・B棟	徳島主管支店	徳島店	マリンピア物流倉庫	マリンピア配送センター倉庫
施設の種別			倉庫	トラックターミナル	トラックターミナル	倉庫	倉庫
所在地			板野郡松茂町中喜来稲本183	板野郡松茂町中喜来稲有開拓308-19	板野郡松茂町満穂満穂開拓151-6	徳島市東沖洲2-66	徳島市東沖洲2-66
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		鳴門ICから5.0km	鳴門ICから5.3km	鳴門ICから5.6km	徳島ICから7.3km	徳島ICから7.3km
	緊急輸送路		国道28号から0.11km	県道40号から0.83km	県道40号から0.18km	沖洲(外)中央線から0km	沖洲(外)中央線から0km
	港湾		徳島小松島港から13.6km	徳島小松島港から15.4km	徳島小松島港から14.7km	徳島小松島港から0.7km	徳島小松島港から0.7km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×4(片2)	車線3m×4(片2)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		A棟4,996 B棟2,996	-	-	2,993	3,276
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		-	3,465	1,600	-	-

民間拠点施設候補リスト(徳島県)

別紙1

項目		NO.	27	28	29
県名	単位		徳島県	徳島県	徳島県
事業者名			徳島通運(株)	徳島通運(株)	四国福山通運(株)
施設名			自動車支店	立江倉庫	阿波池田営業所
施設の種別			トラックターミナル	倉庫	トラックターミナル
所在地			徳島市東沖洲2-60	小松島市立江町大田ノ浦11-12	東みよし町中庄1360
施設写真					
拠点施設からの距離	IC		徳島ICから6.8km	徳島ICから16.1km	美馬ICから11.3km
	緊急輸送路		沖洲(外)中央線から0km	国道55号から0.24km	国道192号から0km
	港湾		徳島小松島港から1.0km	徳島小松島港から6.4km	徳島小松島港から73km
道路	幅		車線6m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		2,000	2,333	-
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		3,900(うち1,086が専用)	864	950

民間拠点施設候補リスト(愛媛県)

別紙1

項目		NO.	30	31	32	33	34
県名	単位		愛媛県	愛媛県	愛媛県	愛媛県	愛媛県
事業者名			一宮運輸(株)	一宮運輸(株)	四国福山通運(株)	四国西濃運輸(株)	佐川急便(株)
施設名			新居浜物流センター1号倉庫	新居浜物流センター2号倉庫	松山東支店	松山支店	松山店
施設の種別			倉庫	倉庫	トラックターミナル	トラックターミナル	トラックターミナル
所在地			新居浜市多喜浜6-8-33	新居浜市多喜浜6-8-33	松山市北梅本町66	東温市上村甲980	伊予郡砥部町八倉125
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		新居浜ICから9.1km		川内ICから5.3km	松山ICから6.9km	松山ICから3.8km
	緊急輸送路		県道13号から0.1km		県道334号から0km	県道23号から0km	県道23号から0km
	港湾		新居浜港から2.5km		松山港から18.1km	松山港から20.0km	松山港から16.6km
道路	幅		車線3.5m×4(片2)		車線3.5m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		5,781	2,308	-	-	-
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		410	-	2,800	3,630	1,300

民間拠点施設候補リスト(愛媛県)

別紙1

項目		NO.	35	36
県名	単位		愛媛県	愛媛県
事業者名			日本通運(株)	日本通運(株)
施設名			松山ターミナル事業所	新居浜支店
施設の種別			トラックターミナル	トラックターミナル
所在地			伊予市八倉160	新居浜市多喜浜6-10-3
施設写真				
拠点施設からの距離	IC		松山ICから4.6km	新居浜ICから7.8km
	緊急輸送路		県道23号から0km	県道13号から0.08km
	港湾		松山港から17.4km	新居浜港から2.4km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		-	858
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		7,735	1,338

民間拠点施設候補リスト(高知県)

別紙1

項目		NO.	37	38	39	40
県名	単位		高知県	高知県	高知県	高知県
事業者名			四国福山通運(株)	佐川急便(株)	ヤマト運輸(株)	日本通運(株)
施設名			高知支店	高知店	高知主管支店	高知ターミナル
施設の種別			トラックターミナル	トラックターミナル	トラックターミナル	トラックターミナル
所在地			南国市岡豊町小箆158-2	南国市岡豊町滝本851-1	南国市岡豊町笠ノ川377-1	南国市三和琴平2-1638-4
施設写真						
拠点施設からの距離	IC		南国ICから4.3km	高知ICから3.3km	南国ICから2.6km	南国ICから9.7km
	緊急輸送路		国道32号から0.08km	土佐(北)街道から0km	土佐(北)街道から0.43km	県道45号から0km
	港湾		高知港から10.5km	高知港から8.9km	高知港から13.7km	高知港から14.6km
道路	幅		車線3m×4(片2)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		495	-	-	-
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		3,999	1,612	1,500	2,854

民間拠点施設候補リスト(高知県)

別紙1

項目		NO.	41	42	43
県名	単位		高知県	高知県	高知県
事業者名			四国名鉄運輸(株)	四国名鉄運輸(株)	四国名鉄運輸(株)
施設名			高知ターミナル	高知支店倉庫	システム倉庫
施設の種別			トラックターミナル	倉庫	倉庫
所在地			南国市三和琴平2-1638-7		
施設写真					
拠点施設からの距離	IC		南国ICから9.5km		
	緊急輸送路		県道45号から0km		
	港湾		高知港から14.3km		
道路	幅		車線3m×2(片1)		
倉庫面積	m <sup>2</sup>		1,589	同左	2,388(1F)
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		1,640	-	-

民間拠点施設候補リスト(大分県)

別紙1

項目		NO.	44	45	46	47	48
県名	単位		大分県	大分県	大分県	大分県	大分県
事業者名			東九州運輸(有)	新興相互運輸(株)	山九(株)	山九(株)	(株)中津急行
施設名			大分流通企業団地倉庫	佐野物流センター	大分総合物流センター3号倉庫	三川流通センター	第1倉庫
施設の種別			倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫
所在地			大分市大分流通業務団地2-1	大分市大分流通業務団地2-4	大分市大字大在2番地	大分市原川3-1-15	中津市大字田尻崎7-1
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		大分宮河内ICから1.0km	大分宮河内ICから1.0km	大分宮河内ICから3.0km	大分米良ICから8.0km	宇佐ICから15.0km
	緊急輸送路		国道197号から0.4km	国道197号から0.48km	国道197号から1.5km	国道197号から3.0km	国道10号から3.0km
	港湾		大在港から3.0km	大在港から3.0km	大在港から0.2km	大在港から6.0km	中津港から0.3km
道路	幅		-	-	車線3m×4(片2)	-	-
倉庫面積	m <sup>2</sup>		3,139	1,050	2,176	1,980	1,938
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		-	-	-	-	-

民間拠点施設候補リスト(大分県)

別紙1

項目		NO.	49	50	51
県名	単位		大分県	大分県	大分県
事業者名			日本通運(株)	センコー(株)	大分海陸運送(株)
施設名			大分支店中津港1号倉庫	大分営業所大分第2PDセンター	物流センター第3号倉庫
施設の種別			倉庫	倉庫	倉庫
所在地			中津市田尻1	大分市大字日吉原1-25	大分市大字大在2番地
施設写真					
拠点施設からの距離	IC		宇佐ICから15.0km	大分宮河内ICから15.0km	大分宮河内ICから3.0km
	緊急輸送路		国道10号から3.0km	国道197号から1.5km	国道197号から1.5km
	港湾		中津港から0.1km	大在港から3.0km	大在港から0.1km
道路	幅		車線3m×4(片2)	-	-
倉庫面積	m <sup>2</sup>		1,751	1,773	3,008
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		-	-	-

民間拠点施設候補リスト(大分県・宮崎県)

別紙1

項目		NO.	52	53	54	55	56
県名	単位		大分県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
事業者名			大分海陸運送(株)	九州西濃運輸(株)	九州西濃運輸(株)	センコー(株)	センコー(株)
施設名			物流センター第4号倉庫	宮崎トラックターミナル	都城トラックターミナル	宮崎物流センター	日向PDセンター
施設の種別			倉庫	トラックターミナル	トラックターミナル	倉庫	倉庫
所在地			大分市大字大在2番地	宮崎市清武町大字船引1013-1	都城市丸谷町2351-27	宮崎市港東3-5	日向市竹島町1-43
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		大分宮河内ICから3km	清武ICから1.0km	都城ICから6.0km	宮崎ICから9.7km	日向ICから6.8km
	緊急輸送路		国道197号から1.5km	国道269号から0km	国道221号から0.13km	県道10号線から3.0km	県道15号線から0.73km
	港湾		大在港から0.1km	宮崎港から7.0km	宮崎港から49.9km	宮崎港から0.1km	日向港から0.1km
道路	幅		-	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	-	-
倉庫面積	m <sup>2</sup>		3,537	-	-	2,475	7,560
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		-	3,553	2,250	-	-

民間拠点施設候補リスト(大分県・宮崎県)

別紙1

項目		NO.	57	58	59
県名	単位		宮崎県	宮崎県	宮崎県
事業者名			日本梱包運輸(株)	日本梱包運輸(株)	宮崎中央倉庫(株)
施設名			第1低温倉庫、第3倉庫	第2低温倉庫	低温1号倉庫
施設の種別			倉庫	倉庫	倉庫
所在地			都城市都北町7472-2	都城市都北町5077	宮崎市高洲町4-8
施設写真					
拠点施設からの距離	IC		都城ICから3.0km	都城ICから3.0km	宮崎ICから5.0km
	緊急輸送路		国道10号線から0.8km	国道10号線から0.75km	県道10号線から0.74km
	港湾		宮崎港から40.0km	宮崎港から40.0km	宮崎港から1.0km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		4,960	2,645	2,043
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		-	-	-

民間拠点施設候補リスト(宮崎県)

項目		NO.	60	61	62	63	64
県名	単位		宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
事業者名			宮崎中央倉庫(株)	宮崎中央倉庫(株)	日本通運(株)	佐川急便(株)	(社)宮崎県トラック協会
施設名			低温2号倉庫	7号倉庫	宮崎支店宮崎ターミナル	宮崎店宮崎ターミナル	総合研修会館
施設の種別			倉庫	倉庫	トラックターミナル	トラックターミナル	-
所在地			宮崎市高洲町4-8	宮崎市高洲町4-8	宮崎市昭栄町67	宮崎市郡司分萩が島甲5788-1	宮崎市恒久1丁目7-21
施設写真							
拠点施設からの距離	IC		宮崎ICから5.0Km	宮崎ICから5.0Km	宮崎ICから7.0Km	宮崎ICから5.0Km	宮崎ICから4.0km
	緊急輸送路		県道10号線から0.74km	県道10号線から0.74km	県道10号線 から0km	国道220号から0.85km	国道269号から1.5km 国道10号から3.0km
	港湾		宮崎港から1.0km	宮崎港から1.0km	宮崎港から1.0km	宮崎港から7.0km	宮崎港から4.5km
道路	幅		車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)	車線3m×2(片1)
倉庫面積	m <sup>2</sup>		2,570	3,036	-	-	-
荷捌き場面積	m <sup>2</sup>		-	-	1,100	1,604	-

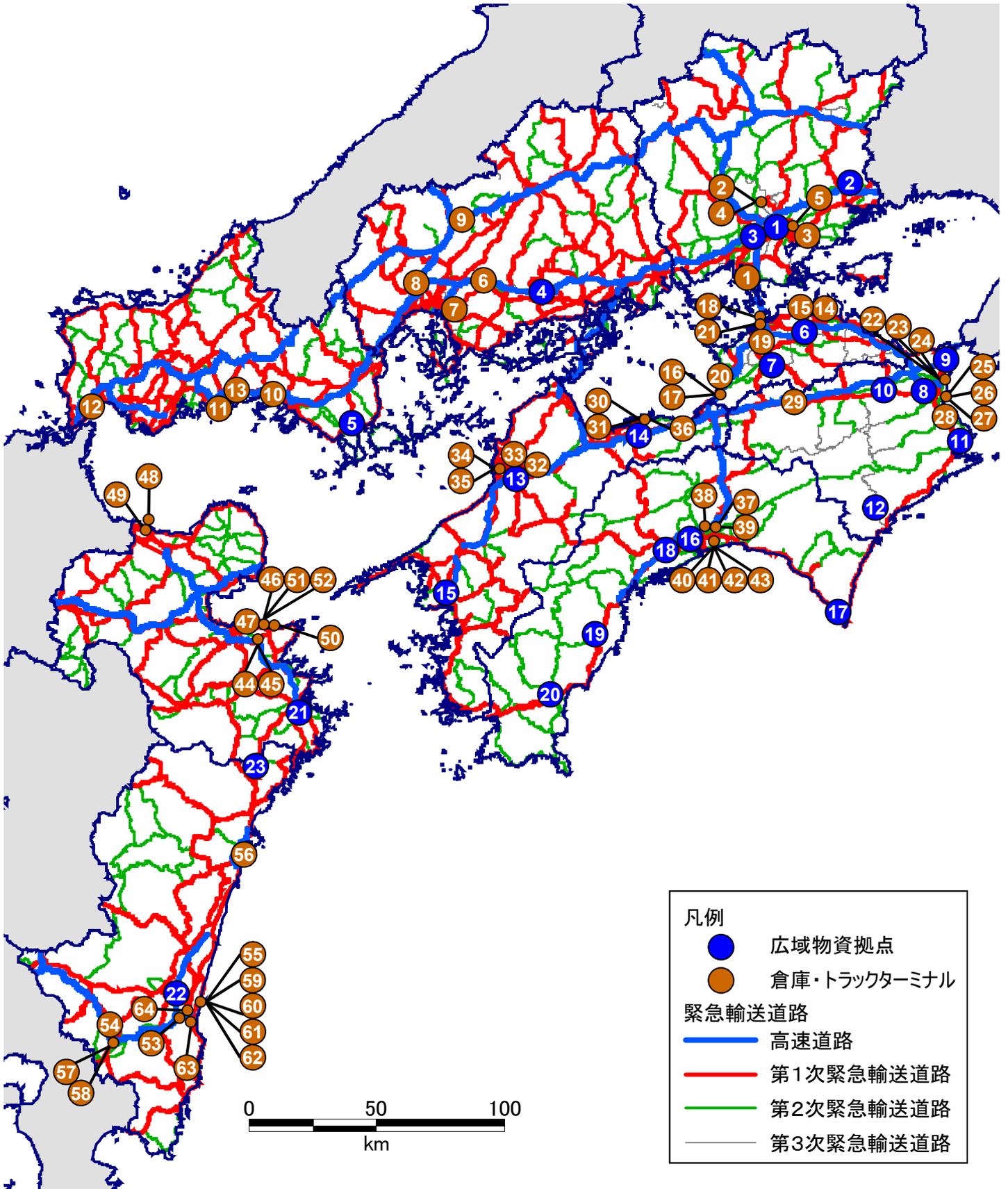
# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図

## － 緊急輸送道路 県別名称対応表 －

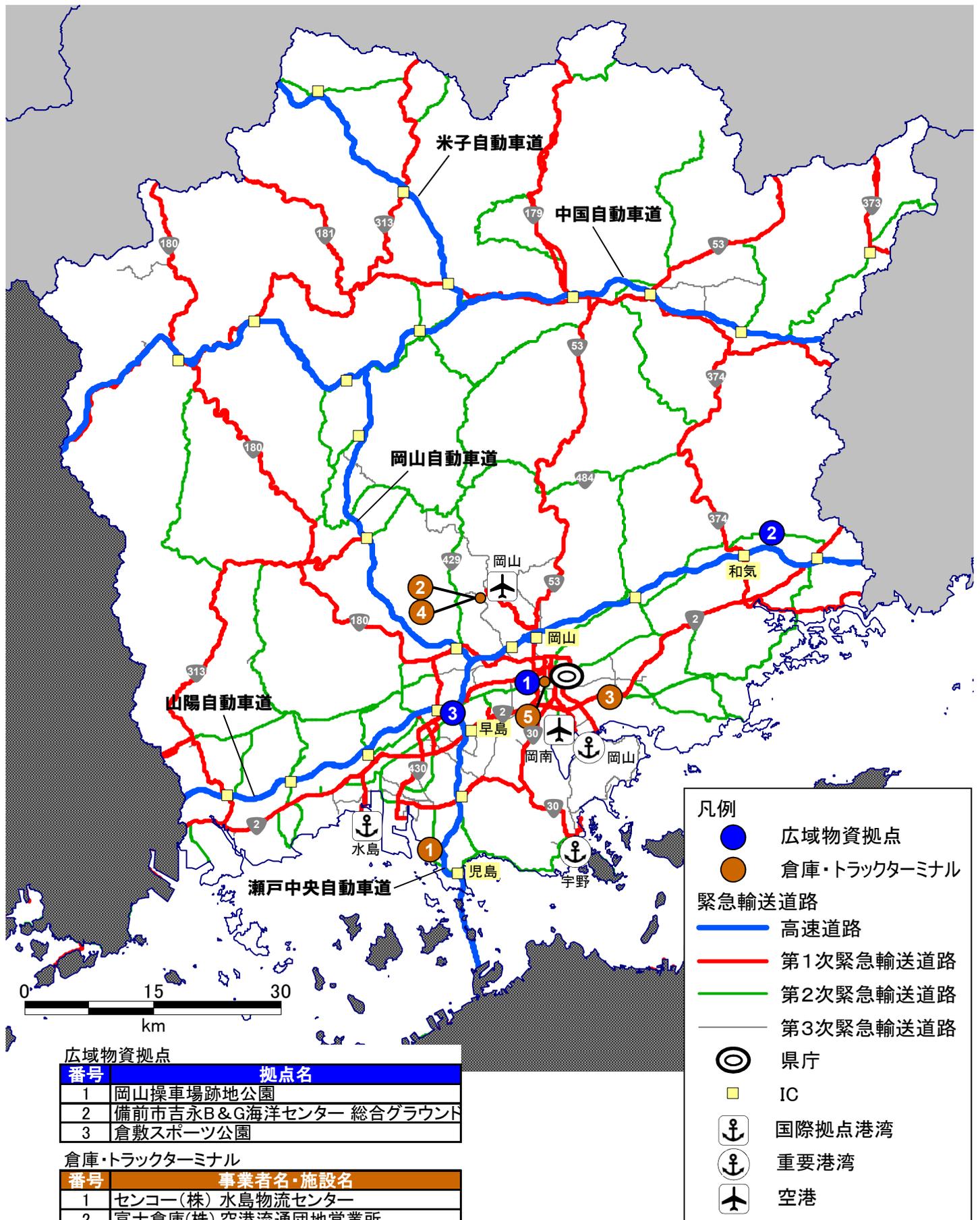
各県の地域防災計画でそれぞれ指定されている緊急輸送道路のについて、本資料では第1次～第3次緊急輸送道路と名称を統一して整理した。各県で指定している名称は次のとおり。

		本資料での名称		
		第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
各県の地域防災計画での名称	岡山県	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	広島県	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	山口県	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	第3次緊急輸送道路
	香川県	第1次輸送確保路線	第2次輸送確保路線	第3次輸送確保路線
	徳島県	1次緊急輸送道路	2次緊急輸送道路	3次緊急輸送道路
	愛媛県	1次緊急輸送道路	2次緊急輸送道路	－
	高知県	第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路	－
	大分県	1次ネットワーク	2次ネットワーク	－
	宮崎県	第1次ネットワーク	第2次ネットワーク	－

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔全域〕



# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔岡山県〕



広域物資拠点

番号	拠点名
1	岡山操車場跡地公園
2	備前市吉永B&G海洋センター 総合グラウンド
3	倉敷スポーツ公園

倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
1	センコー(株) 水島物流センター
2	富士倉庫(株) 空港流通団地営業所
3	岡山土地倉庫(株) 本社営業所
4	岡山土地倉庫(株) 空港団地営業所
5	福山通運(株) 岡山主管支店

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔広島県〕



- 凡例
- 広域物資拠点
  - 倉庫・トラックターミナル
  - 緊急輸送道路
  - 高速道路
  - 第1次緊急輸送道路
  - 第2次緊急輸送道路
  - 第3次緊急輸送道路
  - 県庁
  - IC
  - 国際拠点港湾
  - 重要港湾
  - 空港

## 広域物資拠点

番号	拠点名
4	広島県防災拠点施設

## 倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
6	(株)日立物流 志和倉庫
7	麒麟倉庫(株) 本社営業所
8	福山通運(株) 広島流通センター
9	福山通運(株) 広島北支店

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔山口県〕



**凡例**

- 広域物資拠点
- 倉庫・トラックターミナル

**緊急輸送道路**

- 高速道路
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路

- 県庁
- IC
- 国際拠点港湾
- 重要港湾
- 空港

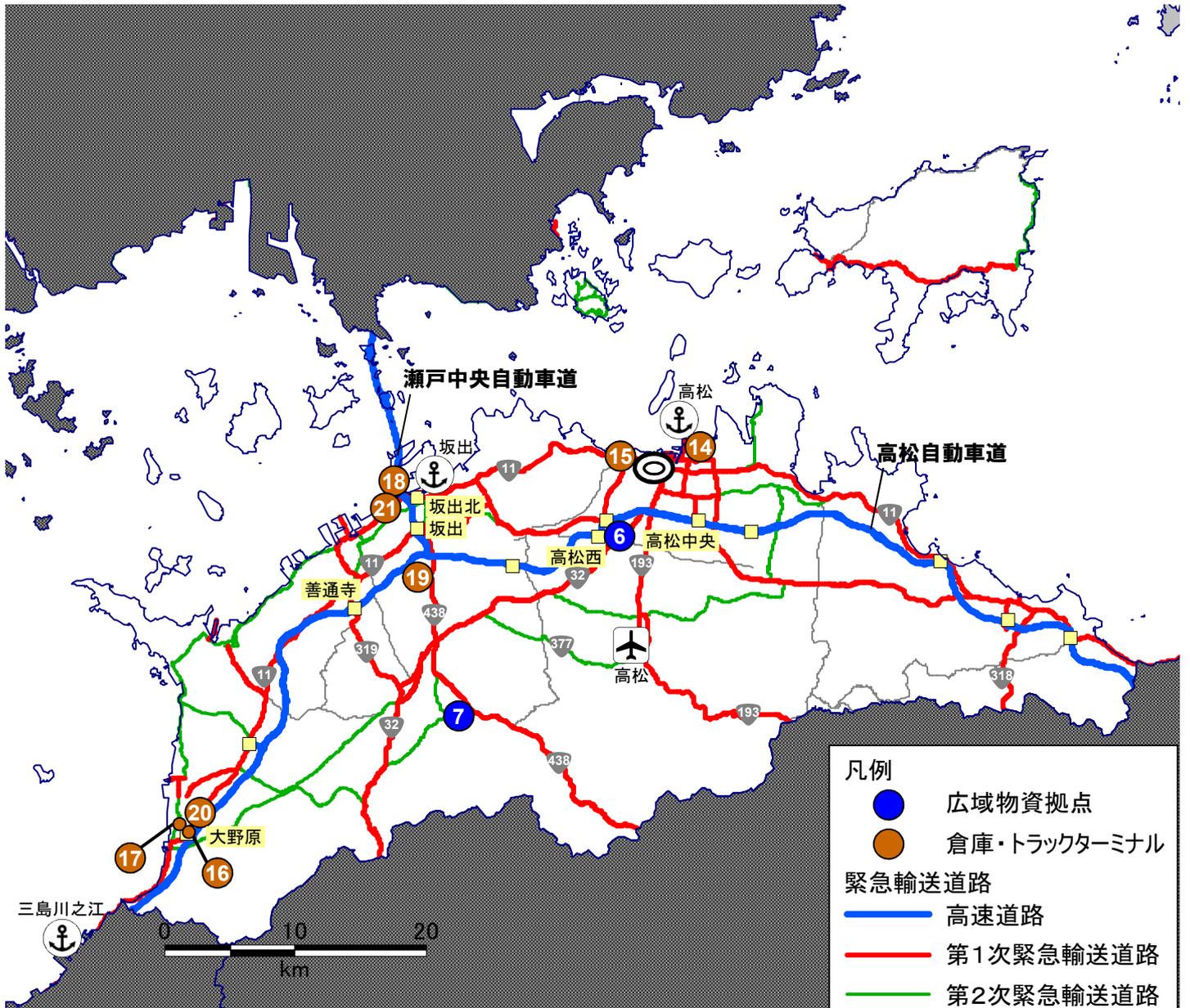
**広域物資拠点**

番号	拠点名
5	ビジコム柳井スタジアム(旧柳井市民球場)

**倉庫・トラックターミナル**

番号	事業者名・施設名
10	日本通運(株) 野村倉庫
11	防府通運(株) 中村倉庫
12	下関海陸運送(株) 長府物流センター
13	福山通運(株) 防府営業所

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔香川県〕



- 凡例**
- 広域物資拠点
  - 倉庫・トラックターミナル
- 緊急輸送道路**
- 高速道路
  - 第1次緊急輸送道路
  - 第2次緊急輸送道路
  - 第3次緊急輸送道路
- 県庁
  - IC
  - 国際拠点港湾
  - 重要港湾
  - 空港

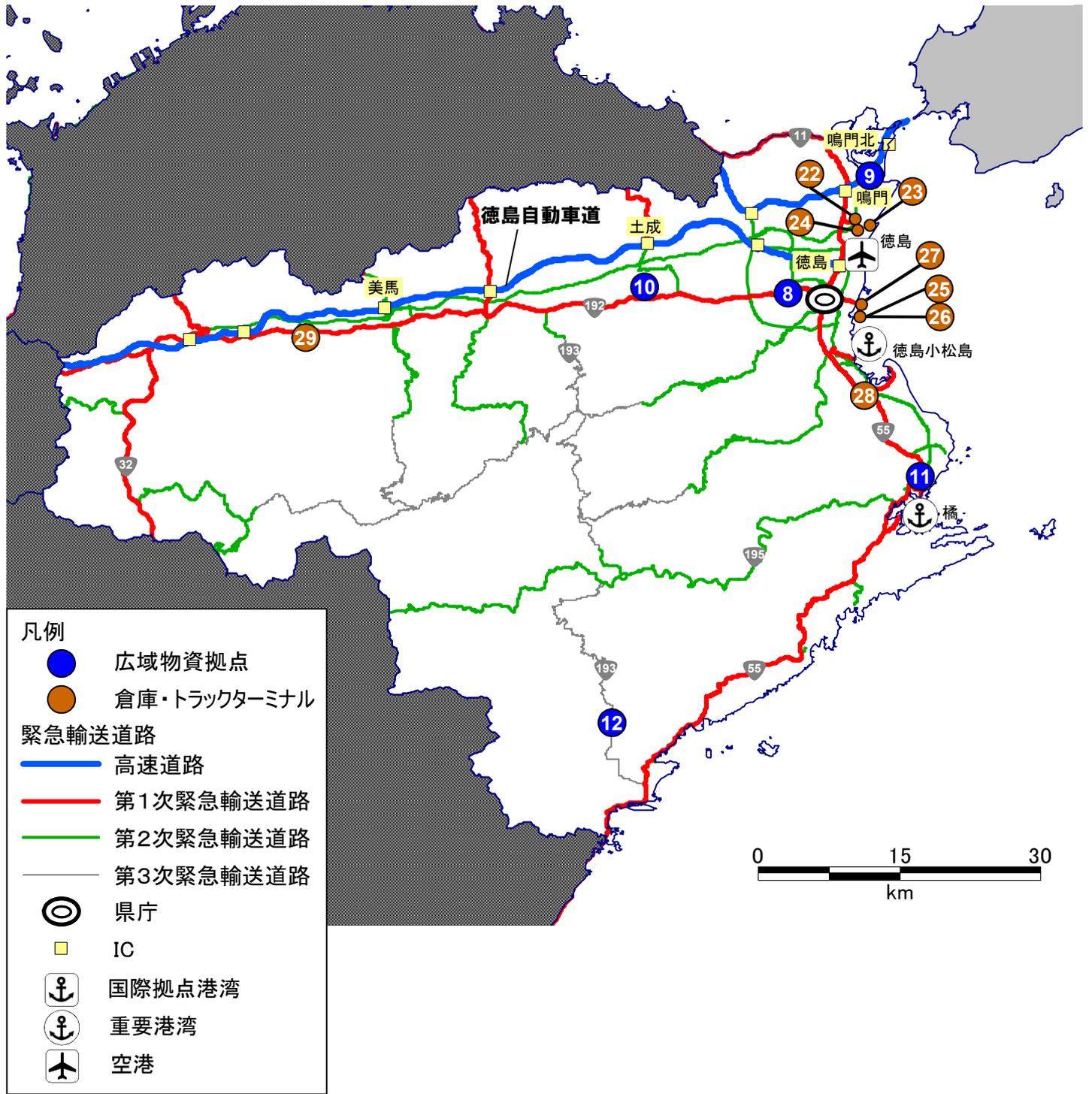
**広域物資拠点**

番号	拠点名
6	香東川公園成合運動場
7	国営讃岐まんのう公園

**倉庫・トラックターミナル**

番号	事業者名・施設名
14	日本通運(株) 高松ターミナル
15	日本通運(株) 郷東町第3号倉庫
16	四国西濃運輸(株) 三豊支店
17	四国福山通運(株) 大野原営業所
18	ヤマト運輸(株) 四国支社
19	四国名鉄運送(株) 中讃営業所
20	(株)加ト吉フードレック 本社物流センター
21	高松臨港倉庫(株) 宇多津流通センター

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔徳島県〕



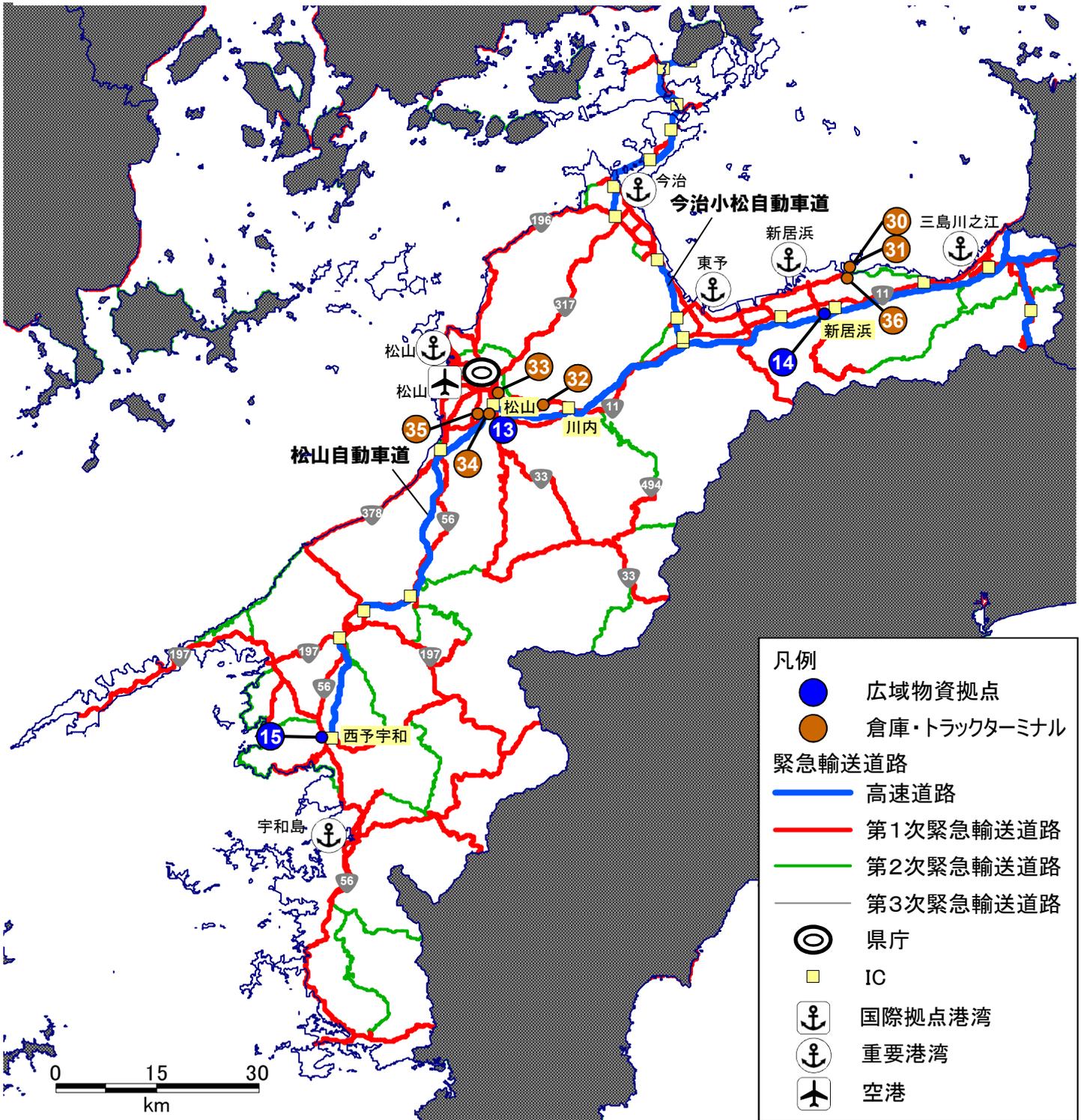
## 広域物資拠点

番号	拠点名
8	徳島県蔵本公園
9	鳴門競艇場
10	吉野川市鴨島運動場
11	阿南中学校グラウンド
12	川上農村広場

## 倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
22	日本通運(株) 松茂流通センターA・B棟
23	ヤマト運輸(株) 徳島主管支店
24	佐川急便(株) 徳島店
25	東海運(株) マリンピア物流倉庫
26	東海運(株) マリンピア配送センター倉庫
27	徳島通運(株) 自動車支店
28	徳島通運(株) 立江倉庫
29	四国福山通運(株) 阿波池田営業所

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔愛媛県〕



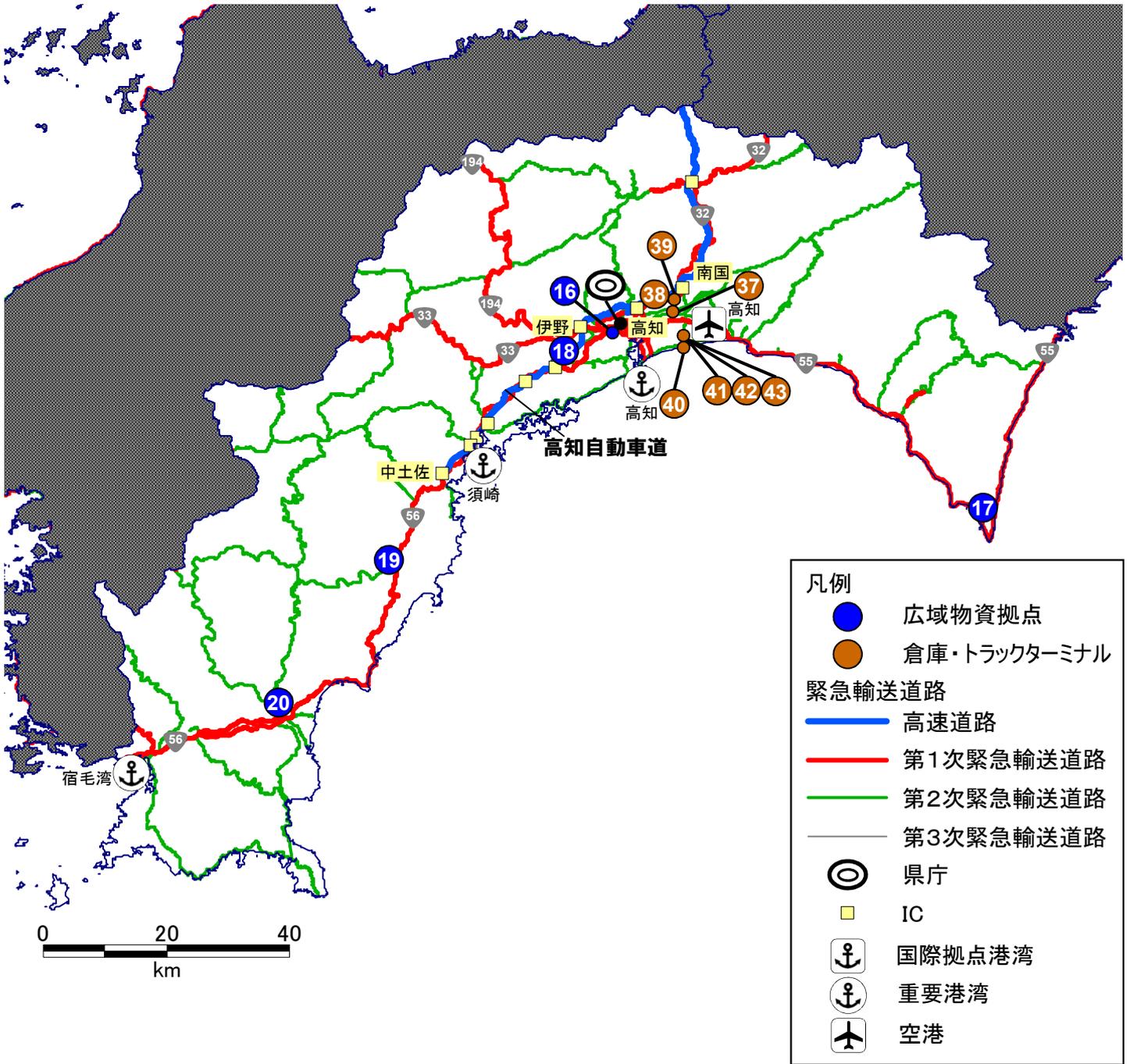
## 広域物資拠点

番号	拠点名
13	愛媛県総合運動公園
14	山根公園
15	西予市宇和運動公園陸上競技場

## 倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
30	一宮運輸(株) 新居浜物流センター1号倉庫
31	一宮運輸(株) 新居浜物流センター2号倉庫
32	四国福山通運(株) 松山東支店
33	四国西濃運輸(株) 松山支店
34	佐川急便(株) 松山店
35	日本通運(株) 松山ターミナル事業所
36	日本通運(株) 新居浜支店

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔高知県〕



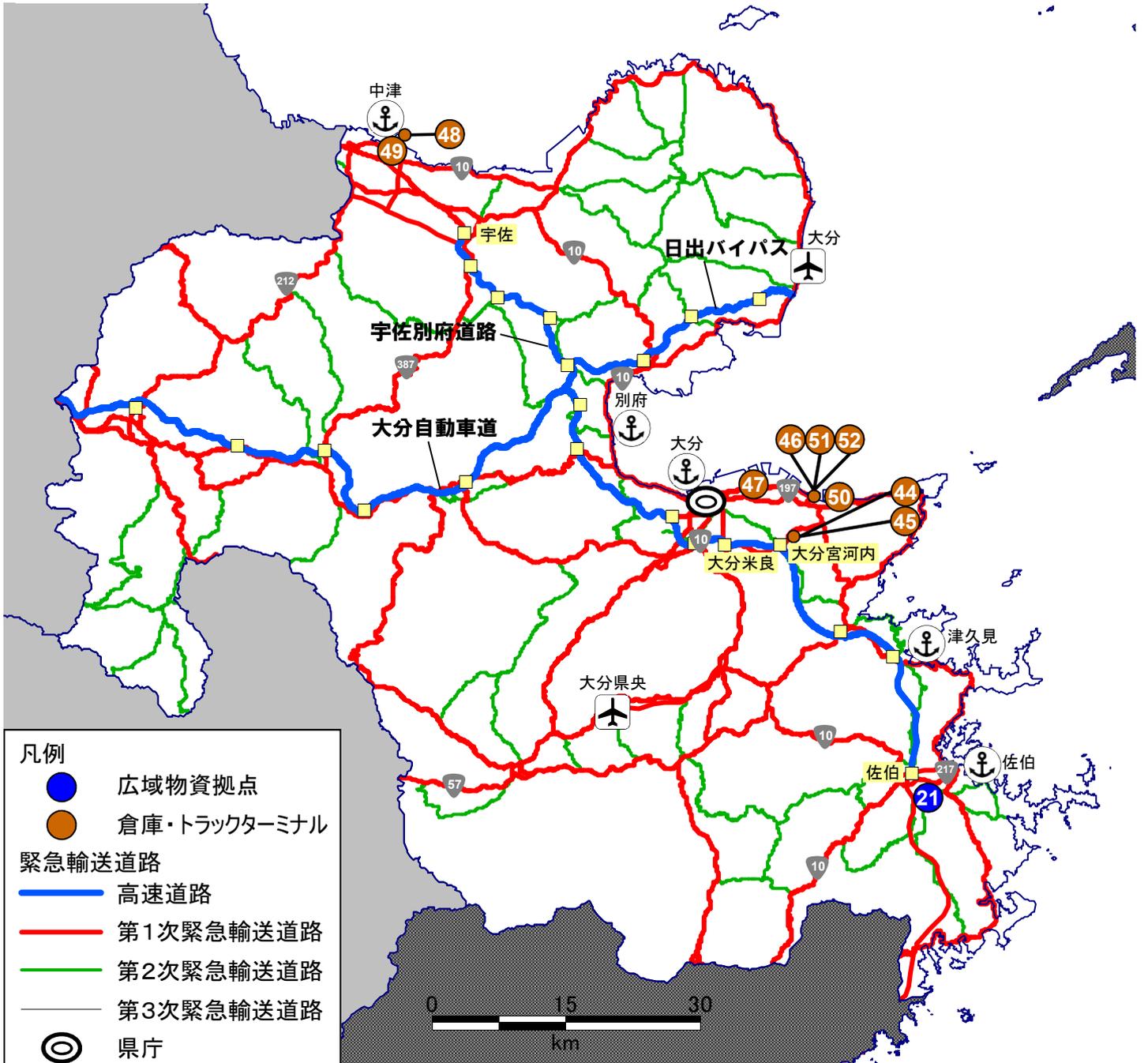
広域物資拠点

番号	拠点名
16	高知市総合運動場
17	室戸広域公園
18	県立高知青少年の家
19	高知県立窪川高等学校
20	四万十市安並運動公園

倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
37	四国福山通運(株) 高知支店
38	佐川急便(株) 高知店
39	ヤマト運輸(株) 高知主管支店
40	日本通運(株) 高知ターミナル
41	四国名鉄運輸(株) 高知ターミナル
42	四国名鉄運輸(株) 高知支店倉庫
43	四国名鉄運輸(株) システム倉庫

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔大分県〕



- 凡例**
- 広域物資拠点
  - 倉庫・トラックターミナル
  - 緊急輸送道路**
  - 高速道路
  - 第1次緊急輸送道路
  - 第2次緊急輸送道路
  - 第3次緊急輸送道路
  - 県庁
  - IC
  - 国際拠点港湾
  - 重要港湾
  - 空港

**広域物資拠点**

番号	拠点名
21	佐伯市総合運動公園

**倉庫・トラックターミナル**

番号	事業者名・施設名
44	東九州運輸(有) 大分流通企業団地倉庫
45	新興相互運輸(株) 佐野物流センター
46	山九(株) 大分総合物流センター3号倉庫
47	山九(株) 三川流通センター
48	(株)中津急行 第1倉庫
49	日本通運(株) 大分支店中津港1号倉庫
50	センコー(株) 大分営業所大分第2PDセンター
51	大分海陸運送(株) 物流センター第3号倉庫
52	大分海陸運送(株) 物流センター第4号倉庫

# 広域物資拠点及び民間物資拠点(倉庫・トラックターミナル) 一覧図〔宮崎県〕

- 凡例
- 広域物資拠点
  - 倉庫・トラックターミナル
- 緊急輸送道路
- 高速道路
  - 第1次緊急輸送道路
  - 第2次緊急輸送道路
  - 第3次緊急輸送道路
- ◎ 県庁
  - IC
  - ⚓ 国際拠点港湾
  - ⚓ 重要港湾
  - ✈ 空港



広域物資拠点

番号	拠点名
22	宮崎市生目の杜運動公園はんびドーム
23	北川運動公園

倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
53	九州西濃運輸(株) 宮崎トラックターミナル
54	九州西濃運輸(株) 都城トラックターミナル
55	センコー(株) 宮崎物流センター
56	センコー(株) 日向PDセンター
57	日本梱包運輸(株) 第1低温倉庫、第3倉庫
58	日本梱包運輸(株) 第2定温倉庫
59	宮崎中央倉庫(株) 低温1号倉庫
60	宮崎中央倉庫(株) 低温2号倉庫
61	宮崎中央倉庫(株) 7号倉庫
62	日本通運(株) 宮崎支店宮崎ターミナル
63	佐川急便(株) 宮崎支店宮崎ターミナル
64	(社)宮崎県トラック協会 総合研修会館